

福島県商業まちづくりの推進に関する条例 逐条解説

令和2年2月

福島県

(Q&A 一部追記：令和7年3月)

目 次

[福島県商業まちづくりの推進に関する条例逐条解説]

前 文	1
第1章 総則（第1条―第5条）	2
第2章 商業まちづくりの推進に関する施策	
第1節 商業まちづくり基本方針等（第6条―第8条）	12
第2節 特定小売商業施設の立地に関する広域の見地からの調整 （第9条―第17条）	18
第3節 地域貢献活動（第18条―第21条）	42
第3章 福島県商業まちづくり審議会（第22条―第24条）	47
第4章 雑則（第25条・第26条）	49
第5章 罰則（第27条・第28条）	50

[資 料]

福島県商業まちづくりの推進に関する条例	51
福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則	61
福島県商業まちづくり審議会規則	76
福島県商業まちづくり基本方針	77
地域貢献活動ガイドライン	94

前 文

前 文

わたしたちのまちは、人々が暮らし、集い、及び様々な活動を行う場であり、長い歴史を刻みながら、そこに暮らす人々によって地域の特性を生かした個性豊かな伝統と文化が作り出されてきた。

そのまちの中で、小売業は、人々の暮らしを支えながら、それぞれの時代の文化を育むなど、県民生活と深く関わるとともに、まちの魅力の形成にも寄与してきた。

一方、自動車の普及等を背景に小売商業施設が郊外に立地する状況が依然として続いている。

さらに、本県が今まで経験しなかった人口減少や急速な高齢化が進行する中で、まちづくりに関する様々な課題が生じているが、とりわけ複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼす特に規模の大きな小売商業施設の立地について、これからのまちづくりや小売業のあり方の観点から改めて考える必要性が高まっている。

今こそ、将来に向かって、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり⁽¹⁾や歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり⁽²⁾の考え方にに基づき、県にあっては特に規模の大きな小売商業施設について広域の見地から適正な配置を推進し、地域住民及び小売事業者等にあっては魅力あるまちづくりに向けて相互に協力し地域に貢献することが必要である。

このため、新しい時代にふさわしいふくしまのまちづくりを推進していくことを決意し、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、まちづくりにおける小売業の重要性とこれからのまちづくりの考え方を述べ、小売商業施設の適正な配置と地域貢献活動を推進し、新しい時代にふさわしいまちづくりに向けての決意について表明・宣言したものである。

わたしたちのまちは、人々が活動を行う場としてこれまで様々な機能を有してきたところであり、そのまちの機能の中でも特に小売業は県民生活と深い関わりを持ってきたことを踏まえ、さらに今まで経験しなかった人口減少や急速な高齢化が進行する中で、とりわけ複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼす特に規模の大きな小売商業施設の立地について、これからのまちづくりや小売業のあり方の観点から改めて考える必要性が高まっている。

このため、県は特に規模の大きな小売商業施設について広域の見地から適正な配置を推進するとともに、地域住民及び小売事業者等が地域に貢献することを促進し、「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」や「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」の考え方に基づいたまちづくりを推進することとしている。

【解説】

- (1) 「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」とは、モータリゼーションの進展等に伴う都市機能の郊外への拡散を抑制することで、自然環境や田園といった美しい福島自然等を保全するとともに、無秩序な開発による社会資本の整備や管理のコストの増加を防ぐまちづくりをいう。
- (2) 「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」とは、各種の都市機能を中心市街地に集積することで、高齢者や障がい者にとっても暮らしやすいまちづくりの実現や持続可能な自治体運営の実現などを図るまちづくりをいう。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、商業まちづくりの推進に関し、県、小売事業者等及び県民の責務を明らかにし、基本的な方針及び特に規模の大きな小売商業施設の立地について広域の見地⁽¹⁾から調整するために必要な事項等を定めることにより、商業まちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例全体の目的について規定したものである。

この条例は、県、小売事業者等及び県民の責務を明らかにし、基本的な方針を定めることに加え、小売業が地域密着型産業として地域住民と直接の接点を持つという特性や、特に規模の大きな小売商業施設については、その規模の大きさ故に、地域に期待される役割やその立地によるまちづくりへの影響が大きいという特性に着目し、その立地について広域の見地から調整するために必要な事項等を定めるなど商業まちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすることを規定したものである。

【解説】

- (1) 「広域の見地」とは、特に規模の大きな小売商業施設が複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼすおそれがあることから、当該小売商業施設が立地する市町村の区域を越えて、その周辺の市町村のまちづくりについても勘案する観点をいう。

(定義)

第2条 この条例において「小売商業施設」とは、小売業⁽¹⁾(規則で定める小売業をいう。以下同じ。)の用に供される一の建築物⁽²⁾(一の建築物として規則で定めるものを含む。)をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、県民がそれぞれ生活している地域を、その地域に関係する県民、団体、事業者及び地方自治体が単独で、又は協力して、より快適で魅力あるものにしていく諸活動をいう。

3 この条例において「社会資本」とは、道路、水道、下水道その他規則で定める公共の用に供する施設をいう。

4 この条例において「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」とは、環境への負荷⁽¹⁾(福島県環境基本条例(平成8年福島県条例第11号)第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。)並びに新たな社会資本の整備及び管理の負担をできる限り増大させないことに配慮しながら、自動車に過度に依存しない生活⁽²⁾の実現を目指したまちづくりをいう。

5 この条例において「商業まちづくり」とは、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの推進と調和した小売商業施設の立地その他の商業に係る活動をいう。

6 この条例において「店舗面積」とは、小売業を行う⁽¹⁾ための店舗の用に供される床面積をいう。

7 この条例において「特定小売商業施設」とは、小売商業施設であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 店舗面積の合計が規則で定める面積(以下「基準店舗面積」という。)以上のもの

(2) 店舗面積の合計の算出が困難な場合にあつては、当該小売商業施設の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する建築物の各階の床面積の合計をいう。以下同じ。)が規則で定める面積(以下「基準延べ面積」という。)以上のもの

8 この条例において「小売事業者等」とは、小売業に属する事業を営む者及び小売商業施設を設置する者並びに商工会議所、商工会その他規則で定めるまちづくりに関係する団体をいう。

9 この条例において「土地利用関係計画」とは、次の各号のいずれかに該当する構想、計画又は方針をいう。

(1) 市町村が定める当該市町村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想(当該基本構想に基づき策定される基本計画及び実施計画を含む。)

(2) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第7条第1項の都道府県計画、同法第8条第1項の市町村計画又は同法第9条第1項の土地利用基本計画

(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針又は同法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針

(4) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条第14項の規定により公表された同項の認定基本計画

(5) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の農業振興地域整備計画

(6) その他規則で定める土地利用に関する構想、計画又は方針

10 この条例において「立地市町村」とは、第9条第1項の規定による届出に係る特定小売商業施設の新設の予定地の所在する市町村をいう。

11 この条例において「隣接市町村」とは、立地市町村に隣接する市町村をいう。

12 この条例において「地域貢献活動」とは、自発的に行うまちづくりの推進に寄与する活動をいう。

(平23条例77・平26条例66・一部改正)

【趣旨】

本条は、この条例において使用する「小売商業施設」等の用語の定義について規定したものである。

【改正経緯】

平成 23 年 7 月、地方自治法等の一部改正に伴い規定の整備を行うため、所要の改正をした。

第 9 項第 1 号は、地方自治法の一部改正に伴い市町村基本構想の策定義務付けが廃止されることから、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想（当該基本構想に基づき策定される基本計画及び実施計画を含む。）」を「市町村が定める当該市町村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（当該基本構想に基づき策定される基本計画及び実施計画を含む。）」に改めた。

第 9 項第 4 号は、中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴い、中心市街地の活性化に関する法律の条項に移動が生じることから、「中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条第 11 項の規定により公表された同項の認定基本計画」を「中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条第 14 項の規定により公表された同項の認定基本計画」に改めた。

【解説】

1 第 1 項は、「小売商業施設」について定義するものである。

(1) 「小売業」とは、日本標準産業分類に掲げる「小売業」をいい、当然に飲食店業は除かれる。

ただし、小売業と密接不可分の関係にある物品加工修理業を含むものとする。

○ 「小売業の範囲」については、福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則（平成 18 年福島県規則第 88 号。以下「施行規則」という。）で定めている。

《施行規則》

（小売業の範囲）

第 1 条 福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成 17 年福島県条例第 120 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の規則で定める小売業は、飲食店業を除き、物品加工修理業を含む小売業とする。

(2) 「一の建築物」とは、屋根、柱又は壁を共通にする建築物をいうのはもちろんのこと、2 棟以上の建築物であっても機能的に一体の施設と認められる場合は、「一の建築物」とみなし、また、附属建築物があるときは、一の建築物と附属建築物を合わせて、「一の建築物」とする。

なお、この「附属建築物」とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、建物の構造、主たる建築物との関係等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建築物をいう。

○ 「一の建築物として規則で定めるもの」については、施行規則第 2 条で定めている。

《施行規則》

（一の建築物）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の一の建築物として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 屋根、柱又は壁を共通にする建築物
- (2) 通路によって接続され、機能が一体となっている2以上の建築物
- (3) 一の建築物（前2号に掲げるものを含む。）とその附属建築物をあわせたもの

2 第2項は、「まちづくり」について定義するものである。

3 第3項は、「社会資本」について定義するものである。

「社会資本」については、道路、水道、下水道、公園、ガス工作物、電気工作物をいう。

○ 「その他規則で定める公共の用に供する施設」については、施行規則第3条で定めている。

《施行規則》

（社会資本）

第3条 条例第2条第3項の規則で定める公共の用に供する施設は、公園、ガス工作物（ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物をいう。)及び電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。)とする。

4 第4項は、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」について定義するものである。

(1) 「環境への負荷」とは、福島県環境基本条例（平成8年福島県条例第11号）において次のとおり規定している。

《福島県環境基本条例（平成8年福島県条例第11号）》

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 「自動車に過度に依存しない生活」とは、まちの中に各種都市機能が集積し、公共交通機関の利用や徒歩などにより生活に必要な買い物等ができ、高齢者等の自動車の利用が困難な住民にとっても暮らしやすい生活をいう。

5 第5項は、「商業まちづくり」について定義するものである。

「その他の商業に係る活動」には、小売事業者による直接的な事業活動以外の企業の社会的責任を踏まえた付随的な活動である地域貢献等の活動を含む。

6 第6項は、「店舗面積」について定義するものである。

「店舗面積」の範囲については、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）における取扱いと同様とする。

(1) 「小売業を行う」とは、消費者を集め継続して物品を消費者に販売することをいう。

7 第7項は、「特定小売商業施設」について定義するものである。

「特定小売商業施設」については、店舗面積の合計が8,000㎡以上の小売商業施設をいう。ただし、店舗面積が確定していない場合にあっては、延べ面積が10,000㎡以上の小売商業施設とする。

- 「基準店舗面積」については、施行規則第4条で定めるとともに、「基準延べ面積」については、施行規則第5条で定めている。

《施行規則》

(基準店舗面積)

第4条 条例第2条第7項第1号の規則で定める面積は、8,000平方メートルとする。

(基準延べ面積)

第5条 条例第2条第7項第2号の規則で定める面積は、10,000平方メートルとする。

8 第8項は、「小売事業者等」について定義するものである。

「小売事業者等」については、小売事業者(小売業を営む者及び小売商業施設を設置する者)、商工会議所、商工会及び規則で定める「まちづくりに関係する団体」である。

- 「まちづくりに関係する団体」については、施行規則第6条で定めている。

《施行規則》

(まちづくりに関係する団体)

第6条 条例第2条第8項の規則で定めるまちづくりに関係する団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第9条ただし書に規定する商店街組合及び同法第13条第2号の規定により設立された商工組合連合会
- (2) 商工会法(昭和35年法律第89号)第55条の3に規定する都道府県商工会連合会
- (3) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条の2第2項に規定する特定非営利活動法人
- (5) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第15条第1項第1号ロに規定する会社、同項第2号ロに規定する一般社団法人等及び特定会社並びに同法第61条第1項に規定する中心市街地整備推進機構
- (6) その他県民、事業者、団体又は地方自治体を構成員としてまちづくりの推進を図る活動を行う団体

9 第9項は、「土地利用関係計画」について定義するものである。(平23条例77・一部改正)

「土地利用関係計画」については、市町村が定める当該市町村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想(当該基本構想に基づき策定される基本計画及び実施計

画を含む。)をはじめとして、国土利用計画法に基づく都道府県計画、市町村計画又は土地利用関係計画等のほか、その他規則で定める土地利用に関する構想、計画又は方針をいう。
○ 「土地利用に関する構想、計画又は方針」については、施行規則第7条で定めている。

《施行規則》

(土地利用に関する構想、計画又は方針)

第7条 条例第2条第9項第6号の規則で定める土地利用に関する構想、計画又は方針は、次に掲げるものとする。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条に規定する地域森林計画及び同法第10条の5に規定する市町村森林整備計画
 - (2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第5号に規定する公園計画
 - (3) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第12条第1項に規定する自然環境保全基本方針
 - (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第1項に規定する鳥獣保護管理事業計画
 - (5) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する立地適正化計画
 - (6) 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画
 - (7) 福島県立自然公園条例(昭和33年福島県条例第23号)第2条第2号に規定する公園計画
 - (8) 福島県自然環境保全条例(昭和47年福島県条例第55号)第11条第1項に規定する自然環境保全基本方針
 - (9) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例(平成14年福島県条例第23号)第7条第1項に規定する水環境保全推進計画
 - (10) 福島県野生動植物の保護に関する条例(平成16年福島県条例第23号)第7条第1項に規定する希少野生動植物保護基本方針及び同条例第25条第1項に規定する保護管理事業計画
- (令2規則8・一部改正)

10 第10項は、「立地市町村」について定義するものである。

11 第11項は、「隣接市町村」について定義するものである。

12 第12項は、「地域貢献活動」について定義するものである。

「地域貢献活動」については、地域の住民や様々な団体等が自発的に行うまちづくりの推進に寄与する活動であり、この条例においては、特に、小売業が地域密着型産業として地域住民と直接の接点を持つという特性を有していることから、企業の社会的責任という観点も踏まえ、地域の一員としてまちづくりへ参画することを促進するものである。

【Q&A】

Q1 2棟以上の建築物において、「一の建築物」に該当するのはどのような場合か。
(平成21年3月30日改正)

A 1 この条例においては、「機能的に一体の施設」とは、大規模小売店舗立地法の考え方とは異なり、複数の建築物が公共の道路に隔てられている場合でも「機能的に一体の施設」とみなされるものは「一の建築物」として扱うこととしております。

この「機能的に一体の施設」とみなされるか否かについては、以下の項目について総合的に判断することとなります。

- ・ 店舗名称、駐車場の設置、チラシ配布等の販売促進活動状況等店舗の運営に関する事項
- ・ 店舗開設のための各種許認可等に係る事前協議、申請等の状況に関する事項
- ・ 土地の借地契約等に関する事項
- ・ その他機能的に一体とみなされることを判断する事項

「その他機能的に一体とみなされることを判断する事項」とは、「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」の考え方に基づき土地利用の一体性について判断することとなります。

具体的には、「地形、地質または土地利用現況等からみて、一体の土地として利用することが通常の工事方法等により可能なひとまとまりの土地」又は「公共施設等の状況及び造成主体の状況等から同一の開発行為となる土地」の視点でその一体性を判断することとなります。そのため、次の事項に関する資料について提出することが必要となります。

ア 店舗開設のための全体開発に関する事項

イ 店舗開発の計画と関係する立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該立地市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）に関する事項

Q 2 条例の対象となる特定小売商業施設の店舗面積については、どのような観点から定めたのか。

A 2 この条例は、「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」、「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」等といった県づくりの基本的な考え方に基づき、広域の行政主体である県が、特に規模の大きな小売商業施設の適正な配置を推進することを目的としています。

このことから、条例による立地調整の対象となる特定小売商業施設については、商圏が市町村の枠内に留まらない広範囲にわたるなど、広域の行政主体である県が調整を担うべき程度の規模であることなどの観点を踏まえ、都市計画法等において郊外等への立地が規制されている大規模集客施設の規模と他県における大型店の出店状況を勘案し、店舗面積 8,000 m²以上の小売商業施設としています。

なお、同様の観点から基準延べ面積は 10,000 m²としております。

(県の責務)

- 第3条 県は、商業まちづくりの推進のための基本的かつ総合的な施策⁽¹⁾を策定し、及びこれを実施するものとする。
- 2 県は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るとともに、小売事業者等及び県民の自発的な参加を促すよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、商業まちづくりの推進に取り組む県の立場と責務に関する考え方について表明したものである。

商業まちづくりの推進に関する施策を策定するとともに、その実施に当たっては、県と市町村の役割分担を踏まえ、最も住民に身近な自治体である市町村が住民等とともに推進することが重要であることから、県は、市町村と緊密な連携を図るとともに、小売事業者等や県民の自発的な参加を促すように努めることとしている。

【解説】

1 第1項は、県が商業まちづくりの推進のための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施することについて規定したものである。

(1) 「商業まちづくりの推進のための基本的かつ総合的な施策」とは、第6条に基づく基本方針の策定、第8条に基づく市町村の取組みへの支援、第2章第2節の特定小売商業施設の立地調整、第2章第3節の地域貢献活動の促進のみならず、商業振興に関する各種事業も含めた商業まちづくりの推進に関する施策をいう。

2 第2項は、県が前項に規定する施策の策定及び実施に当たり、市町村と緊密な連携を図るとともに、小売事業者等（第2条第8項参照）及び県民の自発的な参加を促すよう努めることについて規定したものである。

「小売事業者等及び県民の自発的な参加」については、今後の社会・経済を取り巻く状況を勘案し、県民をはじめNPOや小売事業者といった「民」が「官」とともに連携・協働し合い、固有の地域資源を活用しながらまちづくりを実行していくことの重要性に鑑み、県としてその促進に努めることとしている。

【Q&A】

Q 市町村の責務を規定しない理由は。

A 本県では、地方分権の観点から、条例において市町村の責務を規定することは不適切であると考えており、この条例においても、市町村の責務については規定していません。

県としては、第8条において、基本構想を定めた市町村に対して支援を行うことを規定するなど、市町村と緊密な連携により商業まちづくりを推進することとしています。

さらに、県と市町村の連携による小売商業施設の適正な配置の推進を目指し、市町村の商業まちづくり基本構想の策定を支援するなどにより商業まちづくりを推進することとしています。

(小売事業者等の責務)

第4条 小売事業者等は、その活動が商業まちづくりの推進に果たす役割が大きいことにかんがみ、その活動を行うに当たっては、自ら商業まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する商業まちづくりの推進に関する施策に協力⁽¹⁾するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、商業まちづくりの推進において、小売事業者等が地域の一員として重要な役割を担うと考えられることから、その果たす責務を明らかにしたものである。

持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの推進と調和した小売商業施設の立地などの商業活動である商業まちづくりにおいては、小売事業者等がその果たす役割が大きいことを踏まえ、自らその推進に努めるとともに、県の施策に対し協力するよう努めなければならないことについて規定したものである。

【解説】

- (1) 「施策に協力」とは、第6条に規定する県の商業まちづくり基本方針や第7条に規定する市町村の商業まちづくり基本構想に基づく小売商業施設の適正な配置や、地域貢献活動の推進などに協力することをいう。

【Q&A】

Q 小売事業者等の責務において小売事業者以外の団体を含めた理由は。

A 小売事業者等には、商工会議所、商工会のほか施行規則第6条で定める商工組合連合会などの「まちづくりに関係する団体」を含めており、当該団体は、まちづくりに関する各種事業の企画・立案・実施においても中心的な役割を担っている場合が多く、小売事業者と同様に商業まちづくりの推進に果たす役割が大きいと考えられることから、小売事業者等の責務において当該団体を含めています。

(県民の責務)

第5条 県民は、商業まちづくりがまちづくりの推進に占める意義が大きいことにかんがみ、県が実施する商業まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、商業まちづくりの推進において、県民が果たす責務を明らかにしたものである。

まちづくりに調和した小売商業施設の立地の推進やその他の商業に係る活動の推進に関する県の施策に対して、県民が協力するよう努めなければならないことについて規定したものである。

【解説】

「施策に協力」については、前文に「地域住民が、…魅力あるまちづくりに向けて相互に協力し地域に貢献すること」とあるとおり、県民自らが地域の一員として地域とともに地域貢献活動に参画するなど、県民一人一人の取組みが商業まちづくりを進める上で極めて重要であることを明らかにしたものである。

第2章 商業まちづくりの推進に関する施策

第1節 商業まちづくり基本方針等

(商業まちづくり基本方針)

第6条 知事は、商業まちづくりの推進に関する基本的な方針（以下「商業まちづくり基本方針」という。）を定めなければならない。

2 商業まちづくり基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 商業まちづくりの推進の意義
- (2) 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向
- (3) 次条第一項の規定により市町村が定める基本的な構想の指針となるべき事項
- (4) 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項
- (5) その他商業まちづくりの推進に関する基本的な事項

3 知事は、商業まちづくり基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、福島県商業まちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、商業まちづくり基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、商業まちづくり基本方針の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、県が「商業まちづくり基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しなければならないこと等について規定したものである。

【解説】

1 第1項は、県が基本方針を策定することの義務付けについて規定したものである。

2 第2項は、基本方針に定める事項について規定したものである。

3 第3項は、基本方針は、商業まちづくりの推進に関する基本的方向や特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項等について定めるものであり、広く学識経験者の意見を求め、広い視野に立った多角的な検討が必要とされることから、その策定に当たって、あらかじめ、福島県商業まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならないことについて規定したものである。

4 第4項は、商業まちづくりに関する施策の円滑な実施の推進を図るためには、市町村、県民及び小売事業者等の理解と協力を得ることが必要であることから、県が基本方針を策定したときは、遅滞なく、公表しなければならないことについて規定したものである。

公表の方法は、県報登載をはじめとして、県のホームページなどで広く周知することとしている。

5 第5項は、基本方針を変更する場合、策定と同様に、審議会からの意見聴取及び変更内容の公表を行わなければならないことについて規定したものである。

<参考：商業まちづくり基本方針（抜粋・一部要約）>

※ 以下は基本方針からの抜粋（一部要約）であり、詳細は基本方針本文を参照のこと。

【基本方針の性格】

- 1 福島県総合計画、福島県復興計画、福島県人口ビジョン、ふくしま創生総合戦略、福島県国土利用計画、福島県土地利用基本計画、福島県の都市計画区域マスタープラン及び福島県商工業振興基本計画との整合性を確保し、商業まちづくりの推進に関する基本的な方針を示すもの。
- 2 市町村、県民、小売事業者等と連携し、商業まちづくりの推進に調和した小売商業施設の適正な配置等を推進するための基本的な方針を示すもの。
- 3 市町村が商業まちづくり基本構想を策定するための指針を示すもの。
- 4 県が条例に基づき特定小売商業施設の立地について広域の見地から調整を行うに当たっての判断基準を示すもの。
- 5 その他商業まちづくりの推進に関する事項を定めるもの。

【基本方針における特定小売商業施設の立地を誘導及び抑制する地域の考え方】

1 特定小売商業施設を誘導する地域

7つの生活圏ごとに、人口や都市機能が集積されており、商業の集積を図る必要がある市町村への立地を促進する。

なお、誘導する市町村の要件の適否を判断するに当たっては、市町村単位で判断するが、複数の市町村で構成する圏域（連携中枢都市圏、定住自立圏など）において、構成する市町村と特定小売商業施設の立地に関する調整が図られている場合は、圏域単位で判断することも可能とする。

(1) 誘導する市町村（以下の5つの要件をすべて満たす市町村へ立地を誘導）

- ① 県の都市計画区域マスタープランにおいて、商業系土地利用の配置方針を明記。
- ② 中心市街地活性化法第9条に規定する基本計画の認定を受けている、基本方針との整合性が確保された基本構想を定めている、又は立地適正化計画を策定している。
- ③ 都市計画法に規定する商業地域又は近隣商業地域がある。
- ④ 国勢調査の人口集中地区（D I D）がある。
- ⑤ 周辺の市町村からのアクセスが良好な鉄道や乗合バスの結節点（複数路線が乗り入れる鉄道駅、又は乗合バスが周辺の停留所に概ね1日30回以上乗り入れている鉄道駅）があること。

(2) 誘導する地域(上記(1)の市町村において、以下の優先順位に基づく地域へ立地を誘導)

- ① 認定中心市街地内の商業地域、基本方針に基づく基本構想において特定小売商業施設を誘導する地域の商業地域又は立地適正化計画において特定小売商業施設の立地を想定する都市機能誘導区域内の商業地域
- ② 認定中心市街地内の近隣商業地域、基本方針に基づく基本構想において特定小売商業施設を誘導する地域の近隣商業地域又は立地適正化計画において特定小売商業施設の立地を想定する都市機能誘導区域内の近隣商業地域
- ③ 認定中心市街地内の準工業地域、基本方針に基づく基本構想において特定小売商業施設を誘導する地域の準工業地域又は立地適正化計画において特定小売商業施設の立地を想定する都市機能誘導区域内の準工業地域

2 特定小売商業施設を抑制する地域

上記1の誘導する地域以外の地域への特定小売商業施設の立地は抑制。特に次の地域への立地は厳に抑制。

- ① 市街化を抑制する地域（都市計画法に規定する市街化調整区域）
- ② 市街化の見通しが明確でない地域（都市計画法に規定する用途地域の指定のない区域 など）
- ③ 集団性の高い優良な農地（農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域 など）
- ④ 景観の優れた地域（景観法の規定に基づく福島県景観計画における景観形成重点地域）
- ⑤ 自然環境を保全すべき地域（自然公園法に規定する自然公園など）
- ⑥ 良好な水環境を保全することが特に必要な地域（水環境保全条例に規定する水環境保全区域）
- ⑦ その他商業まちづくりの推進に影響を及ぼす地域

【Q&A】

Q 「圏域を構成する市町村と特定小売商業施設の立地に関する調整が図られている」とはどういう場合か。

A 条例による届出は、特定小売商業施設を新設する者が行いますが、この圏域の規定を活用する場合は、特定小売商業施設が立地する市町村が、誘致に積極的であることが前提と考えています。

そのため、圏域での調整については、立地市町村が、圏域の意見調整の場などにおいて、特定小売商業施設が立地することによる圏域への影響や効果などを丁寧に説明し、圏域を構成する市町村から理解を得ていることが望ましいと考えます。

Q 連携中枢都市圏などの圏域において、圏域を構成する市町村と特定小売商業施設の立地に関する調整が図られていれば、特定小売商業施設が立地可能になるのか。

A 圏域で特定小売商業施設の立地に関する調整が図られ、圏域単位で誘導する市町村の要件を満たした場合でも、特定小売商業施設の新設予定地は、誘導する地域の要件を満たしている必要があります。

また、圏域で調整が図られている場合も、別途条例に基づく広域調整を行った上で、県の意見を述べることとなります。

Q 鉄道や乗合バスの結節点について、乗り入れ回数が概ね1日30回以上とあるが、乗り入れ回数はどのようにカウントするのか。

A 基本的な考え方としては、停留所で客がバスに乗り降りする回数となります。例えば、路線の始点又は終点になっている場合は、その停留所からバスが発車する回数と到着する回数の合計となり、路線の途中地点になっている場合は、バスが停車する回数の合計となります。

(商業まちづくり基本構想)

第7条 市町村の長は、商業まちづくり基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内における商業まちづくりの推進に関する基本的な構想（以下「商業まちづくり基本構想」という。）を定めることができる。

2 商業まちづくり基本構想には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 商業まちづくりの推進に関する基本的な方針
- (2) 小売商業施設の誘導及び抑制を図る地区に関する事項
- (3) 商業まちづくりの推進のための施策に関する事項
- (4) その他商業まちづくりの推進に関し必要な事項

3 市町村の長は、商業まちづくり基本構想を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該商業まちづくり基本構想の写しを知事に送付するものとする。

【趣旨】

本条は、市町村が単独又は共同で「商業まちづくり基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定できること等について規定したものである。

【解説】

1 第1項は、市町村が基本構想を策定する場合、基本方針に基づき策定すること及び市町村が共同して策定できることについて規定したものである。

小売商業施設が複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼすおそれがあることから、市町村が共同して基本構想を策定できることとしている。

2 第2項は、基本構想に定める事項について規定したものである。

第1号の「商業まちづくりの推進に関する基本的な方針」においては、商業まちづくりの推進に当たり商業の振興と適正な土地利用に一体的に取り組むための基本的な方針を明記するものである。

第2号の「小売商業施設の誘導及び抑制を図る地区に関する事項」においては、商業集積の中心となるべき中心核や各地域の核となるべき地区など小売商業施設の誘導を図る地区や、小売商業施設の抑制を図る地区に関する事項を明記するものである。

第3号の「商業まちづくりの推進のための施策に関する事項」においては、商業の集積を図るための商業基盤施設の整備等の商業振興に関する施策、食料品や日用雑貨品などの最寄品を身近な場所で買うことができない、「買い物困難地域」における買い物支援に関する施策及び抑制を図る地区への小売商業施設の立地を抑制するための都市計画法等に規定する土地利用に関する事項を明記するものである。

3 第3項は、市町村が基本構想を策定したときは、遅滞なく、当該基本構想を公表するとともに、その写しを県に送付することについて規定したものである。

なお、基本構想を変更したときも同様である。

市町村の基本構想の公表方法は、市町村の判断によるが、市町村の公告をはじめ、広報誌やホームページなどにより広く周知することが望ましい。

【Q&A】

Q 基本構想は市町村の判断で策定できることとしているが、策定する必要はあるのか。

A 基本構想は、市町村が商業の振興と適正な土地利用に一体的に取り組むための基本的な方針を示すものです。

基本構想の策定は、条例において義務としていないことから強制力はありませんが、当該基本構想は、県と市町村の連携による小売商業施設の適正な配置に関する考え方について住民や周辺市町村に表明するものであり、市町村、住民、小売事業者等の一体となった「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の推進という観点ばかりではなく、周辺市町村との共存共栄のまちづくりの推進という観点においても必要かつ重要なものであることから、県の基本方針に基づく基本構想を県内すべての市町村が策定する必要があると考えています。

なお、この条例に基づく特定小売商業施設の広域調整においては、県の意見を述べる場合、基本構想との適合等に関する当該市町村や住民の意見に配慮し、当該施設の立地に関する意見を表明することとしています。

(市町村の取組への支援)

第8条 知事は、商業まちづくり基本方針に基づき、商業まちづくり基本構想の策定、商業まちづくりの推進に係る土地利用関係計画の策定、商業まちづくりの推進に係る条例の制定等を行おうとする市町村に対し、助言その他必要な支援を行うものとする。

2 知事は、商業まちづくり基本構想を策定した市町村の当該商業まちづくり基本構想に基づく商業まちづくりの推進のための事業の実施を促進するため、必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、基本方針に基づく市町村の基本構想等の策定や基本構想に基づく事業の実施の促進に関して、県が助言等の必要な支援を行うことについて規定したものである。

商業まちづくりの推進に当たっては、県と市町村の役割分担を踏まえ、最も住民に身近な自治体である市町村が取り組むことが重要であることから、県は、商業まちづくりを積極的に推進する市町村に対し、必要な支援を行うことを明確にしている。

【解説】

1 第1項は、県が、基本方針に基づき基本構想や土地利用関係計画の策定等を行おうとする市町村に対し、助言その他必要な支援を行うことについて規定したものである。

市町村が基本構想や土地利用関係計画の策定等を行おうとする場合は、関係部局が連携して技術的な助言を行うとともに、市町村の基本構想の策定に対して、予算の範囲内で支援をすることとしている。

2 第2項は、県が市町村の基本構想に基づく商業まちづくりの推進のための事業の実施を促進するため、必要な支援を行うことについて規定したものである。

県は、商業まちづくりの推進のために、基本構想に位置付けられている事業に対して、予算の範囲内で必要な支援を行うこととしている。

第2節 特定小売商業施設の立地に関する広域の見地からの調整

(新設の届出)

第9条 特定小売商業施設の新設⁽¹⁾(建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定小売商業施設となる場合であって、その変更により増加する店舗面積の算出が困難でないときは当該増加する店舗面積が基準店舗面積以上、その他のときはその変更により増加する建物の延べ面積が基準延べ面積以上となる場合を含む。以下同じ。)をする者(小売業を行うための店舗以外の用に供し、又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し、又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面(以下「新設届出書」という。)により、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 特定小売商業施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定小売商業施設の名称
- (3) 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地(特定小売商業施設及びこれに附属する規則で定める施設の敷地をいう。)の面積
- (4) 特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為(土地の区画形質の変更をいう。)及び特定小売商業施設の新築、小売商業施設の増築若しくは改築又は小売商業施設への用途の変更の着手予定日
- (5) 特定小売商業施設の新設の予定日⁽²⁾
- (6) 特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積
- (7) 特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域並びにそれらの算出根拠
- (8) 特定小売商業施設の新設の予定地の選定理由

2 前項の届出には、規則で定める資料及び次の事項を記載した書面を添付しなければならない。

- (1) 新設届出書の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画⁽¹⁾との適合についての見解及びその理由
- (2) 新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画⁽²⁾(当該立地市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画)との適合についての見解及びその理由
- (3) 特定小売商業施設の新設が集客予定区域の所在する市町村(立地市町村を除く。)の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画(当該市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画)の実現に与える影響についての見解及びその理由
- (4) 特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況⁽³⁾及び特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況⁽⁴⁾
- (5) 新設届出書の内容に関連して行う地域貢献活動の基本的方向
- (6) その他新設届出書の内容に関して規則で定める事項

3 第1項の規定による届出は、特定小売商業施設の新設について法令の規定により許可、認可その他の処分規則で定めるもの(以下「許可等」という。)を要することとされているときは、当該許可等に係る申請その他の手続⁽¹⁾に先立って行うよう努めなければならない。

4 知事は、第1項の規定による届出があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該届出の概要を公告するとともに、当該届出及びその添付資料等を公告の日の翌日から起算して3月間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 5 知事は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を当該届出に係る立地市町村及び隣接市町村の長に通知するとともに、当該届出に係る新設届出書及びその添付資料等の写しを当該立地市町村及び隣接市町村の長に送付するものとする。
- 6 第1項の規定は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1項第1号に規定する市街地再開発事業に係る特定小売商業施設の新設については、適用しない。

【趣旨】

本条は、特定小売商業施設の新設をする者が新設の届出をしなければならないこと等について規定したものである。

特定小売商業施設を新設しようとする場合は、その特定小売商業施設が周辺の市町村のまちづくりに及ぼす影響に関する見解や周辺の交通機関の状況等も合わせて届け出ることになる。

【解説】

1 第1項は、特定小売商業施設の新設をする者は、あらかじめ、県に同項各号に掲げる事項を記載した新設の届出を書面により提出しなければならないことについて規定したものである。

同項各号に掲げる新設届出書の記載事項のうち「集客予定数及び集客予定区域並びにそれらの算出根拠」については、当該特定小売商業施設の立地によるまちづくりへの影響を検討するために必要であることから記載することとしている。

- 新設届出書の様式については、施行規則第9条で定めるとともに、第3号の「特定小売商業施設に附属する施設」については、施行規則第10条で定めている。

《施行規則》

(様式)

第9条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書により行うものとする。

- (1) 条例第9条第1項の規定による届出 特定小売商業施設新設届出書（様式第1号）

(附属施設)

第10条 条例第9条第1項第3号の規則で定める施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物（以下この条において「廃棄物」という。）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）の保管施設及び廃棄物の処理施設とする。

- (1) 「新設」とは、建物を新築し店舗面積が8,000㎡以上となる場合をいう。

また、既存の建物の増築又は用途の変更により店舗面積を8,000㎡以上増加する場合もこれに含まれる。

なお、店舗面積について詳細に算出することが困難なときは、延べ面積により届け出ることともやむを得ないこととしており、この場合の新設とは、建物の新築等により増加する延べ面積が10,000㎡以上となる場合をいう。

- (2) 「新設の予定日」とは、新設の届出に係る特定小売商業施設において店舗面積の合計が8,000㎡以上で営業を開始しようとする日をいう。

2 第2項は、特定小売商業施設を新設する者は、前項の新設届出書に当該届出の内容と土地利用関係計画との適合に関する見解等を記載した書面や資料を添付しなければならないことについて規定している。

- 第2項第6号の「新設届出書の内容に関して規則で定める事項」については、施行規則第12条で定めているとともに、新設届出書に「添付する資料」については、施行規則第11条で定めている。

《施行規則》

(条例第9条第2項の添付資料等)

第11条 条例第9条第2項(条例第10条第5項において準用する場合を含む。)の規則で定める資料は、次に掲げる資料とする。

- (1) 法人にあつては、その登記事項証明書
- (2) 個人にあつては、その住民票の写し
- (3) 当該特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の市町村を示す地図
- (4) 当該特定小売商業施設の新設の予定地及び周辺の土地利用の現況を示す地図
- (5) 当該特定小売商業施設の新設に係る敷地、建築物及び前条に規定する施設の位置を示す地図
- (6) 前号の建築物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面及び当該特定小売商業施設の店舗面積の合計又は当該特定小売商業施設の延べ面積の合計の算出の根拠となる書面

(その他の記載事項)

第12条 条例第9条第2項第6号(条例第10条第5項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、当該特定小売商業施設において主として販売する物品の種類及び小売業以外の事業の概要とする。

- (1) 「県の土地利用関係計画」とは、第2条第9項及び施行規則第7条の土地利用関係計画のうち、県が策定等を行う次のものをいう。
 - ・ 国土利用計画法第7条第1項の都道府県計画又は同法第9条第1項の土地利用基本計画
 - ・ 都市計画法第6条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - ・ 森林法第5条の地域森林計画
 - ・ 自然公園法第2条第5号の公園計画
 - ・ 自然環境保全法第12条第1項の自然環境保全基本方針
 - ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条第1項の鳥獣保護管理事業計画
 - ・ 景観法第8条第1項に規定する景観計画
 - ・ 福島県立自然公園条例第2条第2号の公園計画
 - ・ 福島県自然環境保全条例第11条第1項の自然環境保全基本方針
 - ・ 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第7条第1項の水環境保全推進計画
 - ・ 福島県野生動植物の保護に関する条例第7条第1項の希少野生動植物保護基本方針及び同条例第25条第1項の保護管理事業計画

- (2) 市町村の「土地利用関係計画」とは、第2条第9項及び施行規則第7条の土地利用関係計画のうち、市町村が策定する次のものをいう。(平23条例77・令2規則8・一部改正)
- ・ 市町村が定める当該市町村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想(当該基本構想に基づき策定される基本計画及び実施計画を含む。)
 - ・ 国土利用計画法第8条第1項の市町村計画
 - ・ 都市計画法第18条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針
 - ・ 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条第11項の規定により公表された同項の認定基本計画
 - ・ 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画
 - ・ 森林法第10条の五の市町村森林整備計画
 - ・ 都市再生特別措置法第81条第1項の立地適正化計画
 - ・ 景観法第8条第1項の景観計画
- (3) 「特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況」とは、新設の届出に係る特定小売商業施設の近隣の駅、バス停留場等における公共交通機関の運行状況をいう。
- (4) 「特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況」とは、新設の届出に係る特定小売商業施設の集客予定区域の所在する市町村の主要地点(駅や役場前など)から当該施設までの交通手段の状況をいう。

3 第3項は、特定小売商業施設の新設について法令の規定による許可、認可その他の処分(以下「許可等」という。)を要するときは、許可等に係る申請その他の手続に先立って第9条第1項の規定による届出を行うよう努めなければならないことについて規定したものである。

この条例は、複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼすおそれのある特定小売商業施設について、広域の見地から適正な配置を推進するため、その立地について土地利用の観点により県の考え方を示すものであることから、条例の手続が終了した後に許可等に係る申請その他の手続を行うこととしている。

- (1) 「申請その他の手続」とは、施行規則第13条各号に掲げる建築基準法、森林法、農地法、都市計画法における許可等に係る行政庁への申請及び建築基準法における建築確認に係る指定検査機関(建築基準法第6条の2第1項に規定する国土交通大臣又は県知事が指定した者)への申し込みをいう。

○ 「許可等」については、施行規則第13条で定めている。

《施行規則》

(許可、認可その他の処分)

第13条 条例第9条第3項(条例第10条第5項において準用する場合を含む。)の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築主事の確認及び同法第6条の2第1項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認
- (2) 森林法第10条の2に規定する都道府県知事の許可
- (3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する都道府県知事又は指定市町村の長の許可

(4) 都市計画法第29条第1項及び第2項に規定する都道府県知事若しくは指定都市等の長の許可及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき当該事務を処理することとされた市町村の長の当該許可

4 第4項は、県が新設の届出を受けたときは、速やかに、当該届出の概要を公告すること及び当該届出とその添付資料等を公告の日の翌日から3月間縦覧に供しなければならないことについて規定したものである。

○ 新設の届出に係る「公告事項」については、施行規則第14条で定めるとともに、「縦覧の場所」については、施行規則第15条で定めている。

なお、縦覧場所については、県の庁舎のほか、住民等の縦覧の機会をより確保するため、関係市町村（立地・隣接・周辺市町村）に縦覧場所の協力を求めることとしている。

《施行規則》

（新設届出書についての公告）

第14条 条例第9条第4項（条例第10条第5項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第9条第1項第1号から第6号までに掲げる事項
- (2) 当該特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域

（縦覧の場所）

第15条 条例第9条第4項、第13条第4項、第14条第3項及び第5項並びに第15条第5項の規定による縦覧の場所は、次に掲げる場所のうちから縦覧する者の参集の便を考慮して定めなければならない。

- (1) 福島県の庁舎その他の施設
- (2) 関係する市町村の協力が得られた場合にあつては、当該関係する市町村の庁舎その他の施設
- (3) その他知事が適当と認める場所

5 第5項は、県が新設の届出を受けたときは、速やかに、立地、隣接市町村に、届出を受けた旨を通知すること及び当該新設届出書等の写しを送付することについて規定したものである。

当該新設届出書等の写しについては、第13条第1項の規定により、立地、隣接市町村に商業まちづくりの推進の見地からの意見を聴かなければならないことから、当該市町村に限定して送付することとしている。

6 第6項は、都市再開発法第2条第1項第1号に規定する市街地再開発事業により特定小売商業施設を新設する場合は、第1項の新設の届出に係る規定を適用しないことについて規定したものである。

なお、第18条、第20条及び第21条の地域貢献活動に係る計画の報告等の規定は、市街地再開発事業により新設する特定小売商業施設も適用となる。

【Q&A】

Q 1 新設の届出の関係書類は、どこで縦覧できるのか。

A 1 新設の届出の関係書類は、福島県商業まちづくり課（福島県庁西庁舎1 2階）と立地・隣接・周辺市町村（以下「関係市町村」という。）を管轄するそれぞれの地方振興局（地域づくり・商工労政課）において縦覧できます。

また、関係市町村においても縦覧できるよう、関係市町村に協力を依頼することとしております。

Q 2 特定小売商業施設について店舗面積の合計を算出するのが困難な場合にあっては「延べ面積」とあるが、どのような場合を想定しているのか。

A 2 条例に基づく新設に係る手続については、第9条第3項により他法令による許可申請等の前に行うことと規定しており、開店予定日の相当期間前に新設の届出をすることになります。

このため、店舗面積が確定していない場合も想定されることから、店舗面積について詳細に算出することが困難であるとしてやむを得ない場合は、延べ面積のみによる届出も可能としています。

Q 3 多忙で縦覧場所まで出向くことができないが、自宅などからインターネットを使って、縦覧している届出書類を見ることができないか。

A 3 デジタル化の進展を受け、令和7年度から、縦覧期間に併せて県ホームページに同書類を掲載し、ネット環境があれば、誰でも閲覧できるよう運用を改善している。

※上記掲載対象：新設届出（第9条）

届出事項の変更及び新設届出書の廃止（第10条）

市町村の長等の意見（第13条）

県の意見等（第14条）

勧告及び公表（第15条）

（Q 3追記：令和7年3月）

(届出事項の変更及び新設届出書の廃止等)

- 第10条 前条第1項の規定による届出に係る特定小売商業施設について、当該特定小売商業施設の新設をする日までの間に、当該届出に係る同項第1号から第6号までに掲げる事項の変更(同項第6号に掲げる事項の変更にあつては、規則で定める軽微な変更に限る。)をしたときは、同項の規定による届出をした者(次項及び第3項において「新設届出者」という。)は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 前条第1項の規定による届出に係る特定小売商業施設について、当該特定小売商業施設の新設をする日までの間に、同項第6号に掲げる事項の変更(前項の変更を除く。)をするときは、新設届出者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を書面により知事に届け出なければならない。
- 3 前条第1項の規定による届出に係る特定小売商業施設について、当該届出に係る特定小売商業施設の新設をしないこととしたときは、新設届出者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第1項の規定による届出には、規則で定める資料を添付しなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項の規定は第2項の規定による届出に、同条第4項の規定は第1項及び第2項の規定による届出に、同条第5項の規定は第1項から第3項までの規定による届出について準用する。

【趣旨】

本条は、第9条第1項による新設の届出をした者が届出事項を変更する場合における変更の届出、新設しない場合における廃止の届出をしなければならないこと等について規定したものである。

【解説】

- 1 第1項は、新設届出者が当該特定小売商業施設の新設をする日までの間に、次に掲げる第9条第1項第1号から第6号(ただし、第6号については、規則で定める軽微な変更に限る。)の事項の変更をしたときは、遅滞なく、県にその旨を届け出なければならないことについて規定したものである。

第1号 特定小売商業施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

第2号 特定小売商業施設の名称の変更

第3号 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地の変更及びその敷地(特定小売商業施設及びこれに附属する規則で定める施設の敷地をいう。)の面積の変更

第4号 特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為(土地の区画形質の変更をいう。)及び特定小売商業施設の新築、小売商業施設の増築若しくは改築又は小売商業施設への用途の変更の着手予定日の変更

第5号 特定小売商業施設の新設の予定日の変更

第6号 特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積(ただし、規則で定める軽微な変更に限る。)の変更

○ 上記第6号における「規則で定める軽微な変更」については、次のものをいい、施行規則第16条で定めている。

- ・ 店舗面積の合計の減少
- ・ 店舗面積の合計が増加する変更の場合は、当初の店舗面積の10%未満の増加（増加する面積が8,000㎡未満の場合に限る）

※ なお、新設届出者が、店舗面積の算出が困難であるとしてやむを得ず延べ面積のみで届け出ている場合は、延べ面積が減少する場合又は当初の延べ面積の10%未満の増加（増加する面積が10,000㎡未満の場合に限る）が該当し、新設の届出において、店舗面積に併せて延べ面積の合計を届け出ている場合は、延べ面積の変更は、変更する面積に関わらず、軽微な変更とする。

《施行規則》

(軽微な変更)

第16条 条例第10条第1項の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める変更とする。

- (1) 当該特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積の届出がある場合 店舗面積の合計が減少する変更若しくは店舗面積の合計が増加する変更であって、その増加する面積が変更前の店舗面積の合計に100分の10を乗じて得た面積若しくは8,000平方メートルのいずれか小さい面積未満であるもの又は延べ面積の変更
- (2) 当該特定小売商業施設の延べ面積のみの届出がある場合 延べ面積の合計が減少する変更又は延べ面積の合計が増加する変更であって、その増加する面積が変更前の延べ面積の合計に100分の10を乗じて得た面積若しくは10,000平方メートルのいずれか小さい面積未満であるもの

○ 第9条第1項第1号から第6号（ただし、第6号については、規則で定める軽微な変更に限る。）の事項の変更の届出に係る様式については、施行規則第9条で定めている。

《施行規則》

(様式)

第9条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書により行うものとする。

- (2) 条例第10条第1項の規定による届出 変更（事後）届出書（様式第2号）

2 第2項は、当該特定小売商業施設の新設をする日までの間に、新設届出者が前項の軽微な変更以外の特定小売商業施設の店舗面積及び延べ面積の変更（以下「重要な変更」という。）をするときは、あらかじめ、県にその旨を届け出なければならないことについて規定したものである。

「重要な変更」は、当初の店舗面積を10%以上増加するもの又は店舗面積を8,000㎡以上増加するものをいう。

重要な変更に関して届出を行う場合は、新設届出者においては、届出を行った一つの施設について当初と変更に係る説明会などをそれぞれ行う必要があるとあり、市町村及び住民等においては、それぞれの届出内容を判別して意見を述べるのが困難になる。

このため、第3項の規定による新設をしないこととする届出をしたうえで、第9条の規定による新設の届出を行うことが望ましい。

- ※ なお、新設の届出において延べ面積のみで届け出ている場合は、当初の延べ面積を10%以上増加するもの又は延べ面積を10,000㎡以上増加するものを「重要な変更」とする。
- 重要な変更の届出に係る様式については、施行規則第9条で定めている。

《施行規則》

(様式)

第9条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書により行うものとする。

(3) 条例第10条第2項の規定による届出 変更(事前)届出書(様式第3号)

- 3 第3項は、新設届出者が当該特定小売商業施設の新設をしないこととしたときは、遅滞なく、県にその旨を届け出なければならないことについて規定したものである。
- 当初の店舗面積が減少することにより8,000㎡未満となる場合にも、第3項の規定による届出が必要となる。
- ※ なお、新設届出者が、店舗面積の算出が困難であるとしてやむを得ず延べ面積のみで届けた場合には、同様に延べ面積が10,000㎡未満となる場合にも届出が必要となる。
- 4 第4項は、第1項に掲げる軽微な変更を行う際に、添付しなければならない資料について規定したものである。
- 「添付する資料」については、施行規則第17条で定めている。

《施行規則》

(条例第10条第4項の添付資料)

第17条 条例第10条第4項の規則で定める資料は、次に掲げる資料とする。

- (1) 条例第9条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 条例第9条第1項第3号に掲げる事項のうち敷地の面積を変更する場合にあっては、変更後の新設の予定地及び周辺の土地利用の現況を示す地図
- (3) 条例第9条第1項第6号に掲げる事項を変更する場合にあっては、変更後の建築物の位置及び建築物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面並びに当該特定小売商業施設の店舗面積の合計又は当該特定小売商業施設の延べ面積の合計の算定の根拠となる書面

- 5 第5項は、第1項及び第2項に掲げる届出事項の変更や第3項に掲げる新設届出書の廃止を行う際に、それぞれ第9条の各規定を準用することについて規定したものである。
- 具体的には、次のとおりである。
- ・ 第1項の規定による変更の届出の場合、第9条第4項の規定により県が変更の届出について公告及び縦覧を行うこと及び同条第5項の規定により県が立地、隣接市町村へ通知等を行うこと。
 - ・ 第2項の規定による重要な変更の届出の場合、第9条第2項の規定により重要な変更の届出に変更届出者の見解等を記載した書面や資料を添付すること、同条第3項の規定により他の法令に基づく許可等の申請に先立ち条例に基づく届出を行うこと、同条第4項の規定により県が変更の届出について公告及び縦覧を行うこと及び同条第5項の規定により県が立地、

隣接市町村へ通知等を行うこと。

- ・ 第3項の規定による新設の届出の廃止の届出を行う場合には、第9条第5項の規定により県が立地、隣接市町村へ通知等を行うこと。

【Q&A】

Q 新設の届出をした後に、届出事項に重要な変更（店舗面積の大幅な増加）が生じた場合の条例の手続きについては、どのようにすればよいか。

A 面積が大幅に増加する場合は、第10条第2項に基づく変更の届出をすることとなりますが、改めて説明会を開催するなど当初の届出と同様の手続を行う必要があることから、第3項の規定による新設をしないこととする届出をしたうえで、第9条の規定による新設の届出を行うことが望ましいと考えています。

(周辺市町村の指定)

- 第11条 立地市町村及び隣接市町村以外の市町村の長は、第9条第4項（前条第5項において準用する場合（同条第2項について準用する場合に限る。）を含む。次条第1項並びに第13条第1項及び第2項において同じ。）の公告の日の翌日から起算して2週間以内に、規則で定めるところにより、周辺市町村の指定を知事に申請することができる。
- 2 知事は、前項の申請の日の翌日から起算して2週間以内に、当該申請をした市町村を周辺市町村として指定するものとする。ただし、指定をしないことについて相当の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 知事は、前項の規定による指定をしたときは、速やかに、第9条第1項又は前条第2項の規定による届出に係る新設届出書又は変更届出に係る書面及びその添付資料等の写しを当該周辺市町村の長に送付するとともに、当該指定をした旨を公告するものとする。
- 4 知事は、第2項の規定による指定をしたときは、速やかに、その旨を立地市町村及び隣接市町村の長並びに第9条第1項又は前条第2項の規定による届出をした者（以下「新設届出者等」という。）に通知するものとする。
- 5 知事は、第2項ただし書の規定により周辺市町村の指定をしないときは、その旨及びその理由を第1項の申請をした市町村の長に通知するものとする。

【趣旨】

本条は、立地、隣接市町村以外の市町村の申請に基づき、県が当該市町村を周辺市町村として指定すること等について規定したものである。

特定小売商業施設の立地によるまちづくりへの影響について周辺市町村及び住民等の意見を述べる機会を確保するため、県が周辺市町村を指定することとしている。

【解説】

- 1 第1項は、立地、隣接市町村以外の市町村が、新設の届出に係る公告の日の翌日から2週間以内に県に周辺市町村の指定を申請することができることについて規定したものである。

なお、第10条第2項の規定による重要な変更の届出の場合、重要な変更の届出に係る公告の日の翌日から2週間以内に、周辺市町村の指定を申請することができることとしている。

- 周辺市町村の指定の申請に係る様式については、施行規則第9条第2項で定めている。

《施行規則》

(様式)

第9条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書により行うものとする。

- 2 条例第11条第1項の規定による申請は、周辺市町村指定申請書（様式第4号）により行うものとする。

- 2 第2項は、県が周辺市町村の申請の日の翌日から2週間以内に、当該市町村を周辺市町村として指定すること及び相当の理由がある場合は指定しないことについて規定したものである。

- 3 第3項は、県が周辺市町村の指定をしたときは、速やかに、新設届出書等及びその添付資料等の写しを当該市町村に送付すること及び当該指定をした旨を公告することについて規定したものである。
- 4 第4項は、県が周辺市町村の指定をしたときは、速やかに、立地、隣接市町村及び新設届出者等に当該指定をした旨を通知することについて規定したものである。
- 5 第5項は、県が申請のあった市町村を周辺市町村として指定しないときは、当該市町村に指定をしない旨及びその理由を通知することについて規定したものである。

【Q&A】

Q 立地市町村、隣接市町村以外の市町村について、周辺市町村として指定することとしている理由は。

A 特定小売商業施設の立地によるまちづくりへの影響が、立地、隣接市町村の範囲を超えて広域に及ぼすおそれがあることから、自らのまちづくりに影響が及ぶおそれがあると考えられる市町村についても意見を述べる機会を確保するため、県が周辺市町村を指定することとしています。

なお、周辺市町村の住民等が意見を述べるには、周辺市町村として指定を受ける必要があります。

(説明会の開催)

- 第12条 新設届出者等は、規則で定めるところにより、第9条第4項の公告の日の翌日から起算して1月を経過した日から同日の翌日から起算して1月を経過する日までの間に、立地市町村内において、当該届出の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。
- 2 新設届出者等は、必要があると認めるときは、隣接市町村又は周辺市町村内において、説明会を開催するものとする。
- 3 新設届出者等は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。
- 4 新設届出者等は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事並びに立地市町村、隣接市町村及び周辺市町村（以下「関係市町村」という。）の長の意見を聴くことができる。
- 5 新設届出者等は、説明会の終了後、遅滞なく、規則で定めるところにより、説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を知事に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、新設届出者等が新設の届出の内容を周知させるための説明会を開催しなければならないこと等について規定したものである。

特定小売商業施設の立地によりまちづくりに影響を及ぼすおそれがある関係市町村の住民等に対して、当該届出の内容を周知するため、新設届出者等が説明会を開催することとしている。

【解説】

- 1 第1項は、新設届出者等が立地市町村において説明会を開催しなければならないこと及びその開催時期について規定したものである。

説明会の開催時期については、第11条の規定による周辺市町村の指定に1月程度要するため、新設の届出に係る公告の日の翌日から1月を経過した日以降に開催することとしている。

なお、第10条第2項の規定による重要な変更の届出の場合は、変更の届出に係る公告の日の翌日から1月を経過した日以降に開催することとしている。

- 説明会を開催する対象については、施行規則第18条第1項で定めている。

《施行規則》

(説明会の開催)

第18条 条例第12条第1項の規定による説明会は、当該特定小売商業施設に係る関係する市町村の区域内に居住する者等を対象に開催するものとする。

- 2 第2項は、隣接又は周辺市町村内においても、新設届出者等が必要があると認めるときは、説明会を開催することについて規定したものである。

3 第3項は、説明会の開催を予定する日の1週間前までに、新設届出者等が説明会の開催日時及び場所を公告しなければならないことについて規定したものである。

- 説明会の開催に関して公告する事項及び公告の方法については、施行規則第18条第2項及び同条第3項で定めている。

《施行規則》

(説明会の開催)

第18条

2 条例第12条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 新設届出者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該特定小売商業施設の名称
- (3) 当該特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地
- (4) 当該公告に係る関係市町村の名称
- (5) 説明会の開催を予定する日時及び場所

3 前項の公告は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- (1) 関係する市町村の協力を得て、当該関係する市町村の公報又は広報誌に掲載すること。
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (3) その他知事が適当と認める方法

4 第4項は、新設届出者等は、説明会の開催日時及び場所を定めるときは、県及び関係市町村の意見を聴くことができることについて規定したものである。

5 第5項は、説明会終了後、遅滞なく、新設届出者等は、説明会で述べられた住民等の意見及びその意見に対する見解を県に報告しなければならないことについて規定したものである。

当該説明会の開催に関する報告は、県がその実施状況を把握するために求めるものである。

- 説明会の開催結果報告に係る様式については、施行規則第9条で定めている。

《施行規則》

(様式)

第9条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書により行うものとする。

- 3 条例第12条第5項の規定による報告は、説明会開催結果報告書（様式第5号）により行うものとする。

6 第6項は、第1項から第5項に定める以外の説明会の開催に関する必要な事項を規則で定めることについて規定したものである。

【Q&A】

Q 説明会の開催について、「必要があると認めるときは隣接市町村又は周辺市町村内において説明会を開催する」とあるが、「必要があると認めるとき」とはどのような場合を想定しているのか。

A この条例における隣接及び周辺市町村での説明会については、新設届出者等が「必要があると認めるとき」は開催すると規定しています。

実際の運用においては、説明会の開催趣旨を踏まえ、以下の要件に該当し、隣接市町村、周辺市町村又は住民から説明会の開催について要望がある場合は「必要があると認められる」と考えており、特に合理的な理由がない限り、影響を及ぼすと考えられる市町村で開催することが適当であると考えています。

- ① 隣接市町村、周辺市町村のまちづくりに大きな影響を及ぼすおそれがある
- ② 交通事情等の問題から、立地市町村で開催する説明会への参加が難しい 等

(市町村の長等の意見)

第13条 知事は、第9条第4項の公告の日から3月以内に、関係市町村の長に、規則で定めるところにより、当該公告に係る新設届出書の内容について、商業まちづくりの推進の見地からの意見及びその理由を聴かなければならない。

2 関係市町村の住民等（当該市町村の区域内に居住する者、当該市町村において事業活動を行う者及び当該市町村に存する団体をいう。次項において同じ。）は、第9条第4項の公告の日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し、当該公告に係る新設届出書の内容について、商業まちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。

3 第1項の聴取に係る意見及び前項の意見は、立地市町村の長及び住民等にあつては第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事項を、隣接市町村及び周辺市町村の長及び住民等にあつては第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項を勘案して述べなければならない。

(1) 新設届出書の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合

(2) 新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該立地市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）との適合

(3) 特定小売商業施設の新設が隣接市町村又は周辺市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該隣接市町村又は周辺市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）の実現に与える著しい影響の有無及びその内容

(4) 特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び当該特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況

(5) 特定小売商業施設の新設に伴って予測される新たな社会資本の整備等の内容⁽¹⁾

(6) 新設届出者等が行おうとする地域貢献活動の基本的方向

4 知事は、第1項の規定による意見の聴取をしたとき又は第2項の規定による意見の陳述があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該聴取した意見及び当該陳述があつた意見の概要を公告するとともに、これらの意見を公告の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しななければならない。

【趣旨】

本条は、新設届出書の内容に関して商業まちづくりの推進の見地から県が関係市町村の意見等を聴取すること、その住民等が県に意見等を述べることができること等について規定したものである。

【解説】

1 第1項は、新設の届出に係る公告の日から3月以内に、県は、新設届出書の内容に関する商業まちづくりの推進の見地からの意見及び理由を関係市町村に聴取しなければならないことについて規定したものである。

特定小売商業施設の立地は、複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼすおそれがあることから、県は関係市町村から意見及びその理由を聴くこととしたものである。

- 関係市町村の意見及びその理由を聴取する方法については、施行規則第19条で定めている。

《施行規則》

(意見等の聴取)

第19条 知事は、条例第13条第1項の規定により意見及びその理由を聴くときは、別に定める書面を送付するものとする。

- 2 第2項は、関係市町村の住民等が特定小売商業施設の新設届出書の内容に関して商業まちづくりの推進の見地から意見を有する場合は、新設の届出に係る公告の日の翌日から3月以内に、県に対して意見及びその理由を述べるができることについて規定したものである。

市町村及び住民等の意見は、商業まちづくりの推進の見地から、特定小売商業施設の立地によるまちづくりへの具体的な影響に関する意見である必要があることから、立地及び隣接市町村に当該市町村のまちづくりに影響があるとして指定された周辺市町村を含めた関係市町村及びその住民等に限定している。

関係市町村の住民等については、当該市町村の区域内に居住する者、当該市町村において事業活動を行う者及び当該市町村に存する団体とし、当該市町村内に住所や事業所・事務所を有する個人や法人その他の団体のほか、当該市町村の事業者や学校等に通勤・通学している者など、当該市町村内で何らかの社会的・経済的活動を営んでいる個人や法人その他の団体も含めることとしている。

- 3 第3項は、関係市町村及びその住民等の意見は、次に掲げる第1号から第6号までの事項を勘案して述べなければならないことについて規定したものである。

第1号 新設届出書の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合

第2号 新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画との適合

第3号 特定小売商業施設の新設が隣接市町村又は周辺市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画の実現に与える著しい影響の有無及びその内容

第4号 特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び当該特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況

第5号 特定小売商業施設の新設に伴って予測される新たな社会資本の整備等の内容

第6号 新設届出者等が行おうとする地域貢献活動の基本的方向

関係市町村及びその住民等の意見について、特定の事業者の事業機会を確保するため地域の需給状況を勘案するものではなく、商業まちづくりの推進の見地から述べることとしている。

なお、立地市町村及び住民等と隣接、周辺市町村及び住民等とでは勘案する項目が一部異なる。

- (1) 「特定小売商業施設の新設に伴って予測される新たな社会資本の整備等の内容」とは、新設の届出に係る特定小売商業施設が立地することにより、新たに必要となることが予測される道路や水道などの社会資本の整備等の内容をいう。

4 第4項は、県は、関係市町村から意見を聴取したときや関係市町村の住民等から意見が述べられたときは、速やかに、当該意見の概要を公告するとともに、公告の日の翌日から1月間当該意見を縦覧に供しなければならないことについて規定したものである。

公告については、意見の概要のみを公表することから、縦覧により意見の全てを見ることができるとしている。

○ 「縦覧の場所」については、施行規則第15条で定めている。

【施行規則第15条については、P22の第9条の解説4に掲載】

【Q&A】

Q 関係市町村の長は、新設届出書の内容と商業まちづくり基本方針、市町村の商業まちづくり基本構想や土地利用関係計画との適合等の事項を勘案して意見を述べることとしたのは、どのような観点からか。

また、第13条第3項に掲げる事項を勘案していない意見は、どのように取り扱われるのか。

A この条例は、人口減少や急速な高齢化を踏まえ、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの推進と調和した小売商業施設の適正な配置を推進することを目的としています。

このため、関係市町村等が商業まちづくりの見地から意見を述べるに当たっては、まちづくりの主体である市町村が計画的な土地利用を行い、小売商業機能をはじめとしたまちの各種機能を適正に配置することが重要であり、また大規模小売店舗立地法第13条の規定に反する考え方を採用することがないよう、第13条第3項において各種土地利用関係計画との適合について勘案することとしています。

また、県が述べる意見や、意見を述べる際に配慮する関係市町村等の意見についても第13条第3項に掲げる事項を勘案したもの限定しています。

(県の意見等)

- 第14条 知事は、前条第4項の公告の日の翌日から起算して3月以内かつ第9条第1項又は第10条第2項の届出のあった日の翌日から起算して7月以内に、前条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見に配慮し、同条第3項第1号から第5号までに掲げる事項を勘案して、新設届出者等に対し、当該公告に係る新設届出書の内容について、商業まちづくりの推進の見地から、意見を有する場合には当該意見を述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、福島県商業まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、規則で定めるところにより、第1項の規定により意見を述べた場合にあつては当該意見の概要を、同項の規定により意見を有しない旨を通知した場合にあつてはその旨を、速やかに公告するとともに、当該意見又は通知の内容を公告の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 新設届出者等は、第1項の規定により知事が意見を述べたときは、当該意見についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該報告の概要を公告するとともに、当該報告の内容を公告の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

【趣旨】

本条は、県が新設届出者等に新設届出書の内容について商業まちづくりの推進の見地から意見を述べること、新設届出者等が当該意見への対応とその理由について県へ報告すること等について規定したものである。

県が意見を述べるに当たっては、公平かつ公正な審議をするため、第三者機関である商業まちづくり審議会の意見を聴くこととしている。

【解説】

- 1 第1項は、県は、新設届出書の内容に関する関係市町村及び住民等の意見に配慮するとともに、基本方針及び県の土地利用関係計画との適合などを勘案して、商業まちづくりの推進の見地から新設届出者等に対し、意見を有する場合は意見を述べるものとし、意見を有しない場合はその旨を通知することについて規定したものである。

県の通知については、関係市町村及び住民等の意見の概要に係る公告の日の翌日から3月以内又は新設の届出の日の翌日から7月以内のいずれか早い日までに行うこととしている。

なお、重要な変更の届出の場合は、当該変更届出に係る関係市町村及び住民等の意見の概要に係る公告の日の翌日から3月以内又は当該変更届出の日の翌日から7月以内のいずれか早い日までに行うこととなる。

- 2 第2項は、県が前項の規定により意見を述べようとするときは、公平かつ公正な審議をする観点から、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならないことを規定したものであるが、意見を有しない旨を通知する場合も、同様の観点から、審議会の意見を聴くこととしている。

3 第3項は、県が意見を述べた場合は当該意見の概要を、意見を有しない旨を通知した場合はその旨を速やかに公告しなければならないこと及び当該公告の日の翌日から1月間当該意見又は通知の内容を縦覧に供しなければならないことについて規定したものである。

○ 「縦覧の場所」については、施行規則第15条で定めている。

【施行規則第15条については、P22の第9条の解説4に掲載】

4 第4項は、県が意見を述べたときは、新設届出者等が当該意見についての対応及びその理由を県に報告しなければならないことについて規定したものである。

5 第5項は、県が新設届出者等から県の意見についての対応の報告を受けたときは、速やかに、当該報告の概要を公告するとともに、当該公告の日の翌日から1月間当該報告の内容を縦覧に供しなければならないことについて規定したものである。

○ 「縦覧の場所」については、施行規則第15条で定めている。

【施行規則第15条については、P22の第9条の解説4に掲載】

【Q&A】

Q 特定小売商業施設の新設の届出の「地域貢献活動の基本的方向」に関する内容については、「県の意見」に反映されるのか。

A 地域貢献活動は、特定小売商業施設の設置者等の自発的に行うまちづくりの推進に寄与する活動であることから、県の意見には反映されないこととしています。

なお、地域貢献活動の基本的な考え方に関して市町村及び住民等から述べられた意見については、当該施設が、地域の一員として地域の声を聴きながら市町村及び住民等と連携してまちづくりに参画することが重要であるとの観点から、市町村や住民から聴取した意見を特定小売商業施設の設置者等へ通知することとしています。

(勧告及び公表)

- 第15条 知事は、前条第4項の規定により報告のあった新設届出者等の対応が同条第1項の規定により知事が述べた意見を適正に反映しておらず、かつ、当該対応に基づき特定小売商業施設の新設がなされると商業まちづくりの推進に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その報告を受けた日の翌日から起算して2月以内に、新設届出者等に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、福島県商業まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。
- 4 新設届出者等は、第1項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、当該勧告についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該報告の概要を公告するとともに、当該報告の内容を公告の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 6 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったとき又は第4項の規定による報告をしなかったときは、その旨を公表することができる。

【趣旨】

本条は、第14条第4項の規定により新設届出者等から報告を受けた対応が県の意見を適正に反映せず、商業まちづくりの推進に著しく影響を及ぼすおそれがある場合に県が勧告することができること、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わない場合にその旨を公表することができること等について規定したものである。

県が勧告を行うに当たっては、公平かつ公正な審議をするため、第三者機関である商業まちづくり審議会の意見を聴くこととしている。

【解説】

- 1 第1項は、第14条第4項の規定による新設届出者等の県の意見への対応に関する報告が、県の意見を適正に反映しておらず、かつ、当該報告に基づき新設された場合に商業まちづくりの推進に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、県はその報告を受けた日の翌日から2月以内に、新設届出者等に対し期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができることについて規定したものである。
- 2 第2項は、県が勧告をしようとするときは、公平かつ公正な審議をする観点から、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならないことについて規定したものである。
- 3 第3項は、県が勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公告することについて規定したものである。

- 「勧告の公告する事項」については、施行規則第20条で定めている。

《施行規則》

(勧告についての公告)

第20条 条例第15条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第9条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 当該特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地
- (3) 知事の勧告の内容

4 第4項は、新設届出者等が遅滞なく勧告についての対応及びその理由を県に報告しなければならないことについて規定したものである。

5 第5項は、県が新設届出者等から勧告についての対応の報告を受けたときは、速やかに、当該報告の概要を公告するとともに、公告の日の翌日から1月間当該報告の内容を縦覧に供しなければならないことについて規定したものである。

- 「縦覧の場所」については、施行規則第15条で定めている。

【施行規則第15条については、P22の第9条の解説4に掲載】

6 第6項は、勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったとき又は遅滞なく勧告についての対応の報告をしなかったときは、県がその旨を公表することができることについて規定したものである。

この条例において、勧告に加えて公表制度を設けているのは、勧告を受けた特定小売商業施設が新設された場合に関係市町村の商業まちづくりの推進に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、県民等に対してその旨を周知する必要があるためである。

(工事着手の制限)

第16条 新設届出者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日以後でなければ、当該届出に係る特定小売商業施設の新設に係る工事⁽¹⁾してはならない。

(1) 第14条第1項の規定により知事が意見を述べた場合 同条第4項の規定により当該意見に係る対応の内容及びその理由を知事に報告した日の翌日から起算して2月を経過した日

(2) 第14条第1項の規定により知事が意見を有しない旨を通知した場合 当該通知の日

2 知事は、新設届出者等が前項の規定に違反し工事に着手したときは、当該新設届出者等に対し、当該届出に係る特定小売商業施設の新設に係る工事の中止を勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第2項の規定による勧告を受けた者に、意見陳述の機会を与えなければならない。

【趣旨】

本条は、新設届出者等が一定の期間、特定小売商業施設の新設に係る工事の着手を制限されること、工事着手の制限に違反した場合において県が勧告すること等について規定したものである。

特定小売商業施設の新設に係る工事の着手については、特定小売商業施設について広域の見地から適正な配置を推進するための調整の実効性を確保する観点から第14条第1項の規定による県の意見又は第15条第1項による勧告をするかどうかは確定するまでは、制限することとしている。

【解説】

1 第1項は、新設届出者等が特定小売商業施設の新設に係る工事に、次に掲げる日以後でなければ着手してはならないことについて規定したものである。

・ 新設の届出に係る特定小売商業施設の立地について、第14条第1項の規定により県が意見を述べた場合

⇒ 当該意見に係る対応について県に報告した日の翌日から2月を経過した日

・ 新設の届出に係る特定小売商業施設の立地について、県が意見を有しない旨を通知した場合

⇒ 県が意見を有しない旨を通知した日

(1) 「新設に係る工事」とは、新たな特定小売商業施設の建築工事のみならず、その前段に行われる造成工事も含まれることをいう。

2 第2項は、前項に掲げる日より前に新設届出者等が新設の届出に係る特定小売商業施設の新設工事に着手したときは、県が当該新設届出者等に対し、工事の中止を勧告することができることについて規定したものである。

3 第3項は、前項の規定による工事中止の勧告を受けた新設届出者等が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、県は、その者の氏名又は名称を公表することができることについて規定したものである。

4 第4項は、県が前項の規定により公表をしようとする場合には、あらかじめ、勧告を受けた新設届出者等に意見陳述の機会を与えなければならないことについて規定したものである。

「意見陳述」については、原則として、工事を中止できない理由を記載した書面を県に提出することにより行うこととする。

(新設の報告)

第17条 新設届出者等は、特定小売商業施設の新設をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、新設届出者等が特定小売商業施設の新設をしたときはその旨を県に報告しなければならないことについて規定したものである。

第3節 地域貢献活動

(地域貢献活動計画)

第18条 第1号及び第2号に掲げる者は当該特定小売商業施設の新設の日⁽¹⁾までに、第3号に掲げる者は当該特定小売商業施設とする日⁽²⁾までに、それらの日の属する営業年度分の地域貢献活動に係る実施計画(以下「地域貢献活動計画」という。)を作成し、その内容を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(1) 新設届出者等

(2) 第9条第6項の規定に係る特定小売商業施設の新設をする者

(3) 建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定小売商業施設とする者であって、前2号に掲げる者以外のもの

2 知事は、前項の規定による書面の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該書面に係る地域貢献活動計画の内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、特定小売商業施設を新設等により設置する者が地域貢献活動の計画を県に報告しなければならないこと、当該報告の内容を県が公表すること等について規定したものである。

【解説】

1 第1項は、第1号から第3号に掲げる特定小売商業施設を新設等により設置する者(以下「特定小売商業施設設置者」という。)が、当該特定小売商業施設に係る地域貢献活動計画書を県に提出しなければならないこと及びその時期について規定したものである。

地域貢献活動計画書の提出時期は、第1号及び第2号に掲げる特定小売商業施設を新設により設置する者は当該特定小売商業施設の新設の日までに、第3号に掲げる建物の床面積の変更等により特定小売商業施設とする者(第1号及び第2号に掲げる者を除く。)は当該特定小売商業施設とする日までとしている。

(1) 「当該特定小売商業施設の新設の日」とは、新設する場合において、特定小売商業施設の店舗面積の合計が8,000㎡以上で営業を開始する日をいう。

(2) 「当該特定小売商業施設とする日」とは、新設の場合を除き、既存の建物の増築又は用途の変更をすることにより店舗面積の合計が8,000㎡以上で営業を開始する日をいう。

2 第2項は、地域貢献活動計画書の提出があったときは、速やかに、県がその内容を公表することについて規定したものである。

○ 公表の方法については、施行規則第21条で定めており、県のホームページで行う。

《施行規則》

(公表の方法)

第21条 条例第18条第2項、条例第20条第2項(条例附則第6項において準用する場合を含む。)、条例第21条第2項(条例附則第6項において準用する場合を含む。)及び条例附則第5項の規定による公表は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- (1) 福島県のホームページへの掲載
- (2) 関係する市町村の協力を得て、当該関係する市町村の公報又は広報誌に掲載すること。
- (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (4) その他知事が認める方法

〈参考：地域貢献活動ガイドライン〉

地域貢献活動ガイドラインは、地域貢献活動は特定小売商業施設の設置者等が自発的に行うものであるが、地域との共存共栄のまちづくりという観点から、条例の目的や地域住民等が一般的に期待する内容と合致することが望ましく、県として期待する項目・内容をあらかじめ示しておくことが有用であることから、県が策定したものである。【資料P94参照】

【Q&A】

Q1 地域貢献活動は、小売事業者が自発的に行う活動であるにもかかわらず、既存店を含め地域貢献活動計画及び実施状況の報告を求める理由は。

A1 地域貢献活動は、特定小売商業施設が地域密着型産業としての特性を持つとともに、その規模の大きさ故、地域に期待される役割や立地によるまちづくりへの影響も大きいことなどから、既存店も含めた特定小売商業施設に対して、自発的に行うまちづくりの推進に寄与する活動として地域への貢献活動を求めるものです。

地域貢献活動の実施に当たっては、地域の一員としてその地域のまちづくりに参画することが重要であることから、当該活動の状況について市町村や住民に対して広く理解を求めるとともに、特定小売商業施設の当該活動における地域のまちづくりへの参画の促進を図ることを目的として、地域貢献活動計画及び実施状況の報告を求め、これを県のホームページで公表することとしています。

Q2 地域貢献活動ガイドラインに示された活動例は、すべて実施する必要があるのか。

A2 地域貢献活動ガイドラインに示された活動例は、10項目、66の活動を例示しているものです。

ガイドラインに記載した活動例は、特定小売商業施設の設置者等に取り組みを期待する内容をあらかじめ示しておくことが有用であるとの考えから、県として期待する活動の例を示したものであり、地域の一員として地域と共存共栄のまちづくりを促進する必要からも、できるだけ多くの項目について取り組んでもらいたいと考えています。

また、地域の声を聴きながら、ガイドラインに例示されていない活動についても取り組んでいただきたいと考えています。

(新設届出者等が配慮すべき事項)

第19条 知事は、第13条第4項の公告をしたときは、速やかに、同条第1項の規定により関係市町村の長から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見のうち第9条第2項第5号に掲げる事項に関するものを新設届出者等に通知するものとする。

2 新設届出者等は、前条第1項の地域貢献活動計画の作成に当たっては、第12条第1項の規定による説明会で第9条第2項第5号に掲げる事項に関し述べられた意見及び前項の規定による通知に係る意見に配慮するものとする。

【趣旨】

本条は、新設届出者等が地域貢献活動計画を作成するに当たり、関係市町村や住民等からの地域貢献活動に関する意見に配慮することについて規定したものである。

【解説】

- 1 第1項は、県が第13条第4項の規定により新設届出書等の内容に係る関係市町村及びその住民等からの意見の概要について公告したときは、速やかに、当該意見のうち「地域貢献活動の基本的方向」に関するものを新設届出者等に通知することについて規定したものである。
- 2 第2項は、新設届出者等が地域貢献活動計画の作成に当たり、「地域貢献活動の基本的方向」に関して、説明会で述べられた意見及び前項の規定により県から通知された関係市町村等からの意見に配慮することについて規定したものである。

(地域貢献活動協定)

第20条 知事は、必要があると認めるときは、第18条第1項各号に掲げる者に対し、地域貢献活動計画の実施に関する協定を締結するよう求めることができる。

2 知事は、前項の協定を締結したときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、県が必要に応じて、特定小売商業施設設置者に対し地域貢献活動計画の実施に関する協定の締結を求めることができること等について規定したものである。

【解説】

1 第1項は、県が特定小売商業施設設置者に対し、地域貢献活動計画の実施に関する協定を締結するよう求めることについて規定したものである。

2 第2項は、県が前項の協定を締結したときは、速やかに、その内容を公表することについて規定したものである。

○ 公表の方法については、施行規則第21条で定めている。

【施行規則第21条については、P42の第18条第2項の解説2に掲載】

【Q&A】

Q 「地域貢献活動協定」を締結するものは、どのような内容を想定しているのか。

A 地域貢献活動は、まちづくりの推進に寄与する自発的に行う活動であるが、緊急性が高い自然災害発生時における物資の供給等の活動や複数の市町村に及ぶ広域的な活動などについては、県が地域貢献活動協定を締結することを想定しています。

(計画及び実施状況の報告)

第21条 第18条第1項各号に掲げる者は、規則で定めるところにより、毎営業年度（同項に規定する営業年度を除く。）、前営業年度分の地域貢献活動の実施状況及び当該営業年度分の地域貢献活動計画を作成し、その内容を記載した書面を知事に提出しなければならない。ただし、当該特定小売商業施設が特定小売商業施設でなくなったときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による書面の提出があったときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、特定小売商業施設設置者が地域貢献活動の計画と実施状況を県に報告しなければならないこと、当該報告の内容を県が公表すること等について規定したものである。

【解説】

1 第1項は、特定小売商業施設設置者が、前営業年度の地域貢献活動の実施状況と当該営業年度の地域貢献活動計画を営業年度ごとに県に提出しなければならないこと及び特定小売商業施設でなくなったときは提出を要しないことについて規定したものである。

なお、地域貢献活動の報告時期については、地域及び住民の地域貢献活動への理解と参画を促進する観点から、実施状況については営業年度終了後速やかに、地域貢献活動計画については、営業年度開始後のできるだけ早い時期に提出することが適当であると考えられる。

2 第2項は、地域貢献活動計画等の提出があったときは、速やかに、県がその内容を公表することについて規定したものである。

○ 公表の方法については、施行規則第21条で定めており、県のホームページで行う。

【施行規則第21条については、P42の第18条第2項の解説2に掲載】

第3章 福島県商業まちづくり審議会

(設置及び権限)

第22条 知事の附属機関として福島県商業まちづくり審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項⁽¹⁾を審議するほか、知事の諮問に応じ、商業まちづくりの推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、商業まちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

【趣旨】

本条は、福島県商業まちづくり審議会の設置及び権限について規定したものである。

特定小売商業施設の立地に関して広域の見地から調整する際は、公正な審議をする必要があることから第三者機関を設置するものである。

【解説】

1 第1項は、知事の附属機関として審議会を設置することについて規定したものである。

2 第2項は、審議会において調査審議する事項について規定したものである。

審議会は、この条例において定められた新設届出等に係る県の意見の審議などの事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、商業まちづくりの推進に関する事項を調査審議するものである。

(1) 「条例の規定により定められた事項」とは次のとおりである。

ア 商業まちづくり基本方針の策定（第6条第3項）

イ 新設届出等に係る県の意見の審議（第14条第2項）

ウ 新設届出等に係る県の勧告の審議（第15条第2項）

3 第3項は、商業まちづくりの推進に関する事項については、審議会が諮問を受けることなく、自らの判断で県に意見を述べることができることについて規定したものである。

(組織)

第23条 審議会は、委員7人以内で組織する。

- 2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、商業まちづくりの推進に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

【趣旨】

本条は、福島県商業まちづくり審議会の組織について規定したものである。

【解説】

- 1 第1項は、委員の数を7人以内とすることについて規定したものである。
- 2 第2項は、委員を大学教授等の学識経験者その他知事が適当と認める者から任命することについて規定したものである。
- 3 第3項は、委員の任期を2年とすること及び補欠の委員の任期を前任者の残任期間とすることについて規定したものである。
- 4 第4項は、委員の再任について規定したものである。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、福島県商業まちづくり審議会の組織及び運営に関し必要な事項を規則へ委任することについて規定したものである。

- 福島県商業まちづくり審議会規則（平成17年福島県規則第129号）【資料P76参照】

第4章 雑則

(報告の徴収)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、新設届出者等に対して報告を求めることができる。

【趣旨】

本条は、県が新設届出者等から報告を求めることができることについて規定したものである。

【解説】

条例を適正に運用するため、新設届出者等に対して必要な範囲で報告を求めることとしている。

○ 報告徴収できる事項については、施行規則第22条で定めている。

《施行規則》

(報告の徴収)

第22条 条例第25条の規定による報告は、次に掲げる事項に係る報告とする。

- (1) 当該特定小売商業施設内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置及び当該特定小売商業施設の店舗面積の合計に関する事項
- (2) 新設届出者等が当該特定小売商業施設の新設に係る工事に着手した日
- (3) 地域貢献活動に関する事項
- (4) その他知事が定める事項

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、条例の施行に関し必要な事項を規則へ委任することについて規定したものである。

- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則（平成18年福島県規則第88号）
【資料P61参照】

第5章 罰則

第27条 第9条第1項又は第10条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、第9条第1項の規定による新設の届出又は第10条第2項の規定による変更の届出について、届出をしない者又は虚偽の届出をした者に関する罰則について規定したものである。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

【趣旨】

本条は、法人又は人（以下「法人等」という。）の業務に関して、法人の代表者又は法人等の代理人、使用人その他の従業者が、前条の違反行為をした場合、行為者本人のほかに、当該法人等も処罰することについて規定したものである。

[資 料]

福島県商業まちづくりの推進に関する条例

福島県商業まちづくりの推進に関する条例

(平成17年福島県条例第120号)

前 文

わたしたちのまちは、人々が暮らし、集い、及び様々な活動を行う場であり、長い歴史を刻みながら、そこに暮らす人々によって地域の特性を生かした個性豊かな伝統と文化がつくり出されてきた。

そのまちの中で、小売業は、人々の暮らしを支えながら、それぞれの時代の文化を育むなど、県民生活と深く関わるとともに、まちの魅力の形成にも寄与してきた。

一方、自動車の普及等を背景に小売商業施設が郊外に立地する状況が依然として続いている。

さらに、本県が今まで経験しなかった人口減少や急速な高齢化が進行する中で、まちづくりに関する様々な課題が生じているが、とりわけ複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼす特に規模の大きな小売商業施設の立地について、これからのまちづくりや小売業のあり方の観点から改めて考える必要性が高まっている。

今こそ、将来に向かって、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりや歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの考え方にに基づき、県にあっては特に規模の大きな小売商業施設について広域の見地から適正な配置を推進し、地域住民及び小売事業者等にあっては魅力あるまちづくりに向けて相互に協力し地域に貢献することが必要である。

このため、新しい時代にふさわしいふくしまのまちづくりを推進していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、商業まちづくりの推進に関し、県、小売事業者等及び県民の責務を明らかにし、基本的な方針及び特に規模の大きな小売商業施設の立地について広域の見地から調整するために必要な事項等を定めることにより、商業まちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「小売商業施設」とは、小売業（規則で定める小売業をいう。以下同じ。）の用に供される一の建築物（一の建築物として規則で定めるものを含む。）をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、県民がそれぞれ生活している地域を、その地域に関係する県民、団体、事業者及び地方自治体が単独で、又は協力して、より快適で魅力あるものにしていく諸活動をいう。

3 この条例において「社会資本」とは、道路、水道、下水道その他規則で定める公共の用に供する施設をいう。

4 この条例において「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」とは、環境への負荷（福島県環境基本条例（平成8年福島県条例第11号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。）並びに新たな社会資本の整備及び管理の負担をできる限り増大させないことに配慮しながら、自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりをいう。

- 5 この条例において「商業まちづくり」とは、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの推進と調和した小売商業施設の立地その他の商業に係る活動をいう。
- 6 この条例において「店舗面積」とは、小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
- 7 この条例において「特定小売商業施設」とは、小売商業施設であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 店舗面積の合計が規則で定める面積（以下「基準店舗面積」という。）以上のもの
 - (2) 店舗面積の合計の算出が困難な場合にあっては、当該小売商業施設の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する建築物の各階の床面積の合計をいう。以下同じ。）が規則で定める面積（以下「基準延べ面積」という。）以上のもの
- 8 この条例において「小売事業者等」とは、小売業に属する事業を営む者及び小売商業施設を設置する者並びに商工会議所、商工会その他規則で定めるまちづくりに関係する団体をいう。
- 9 この条例において「土地利用関係計画」とは、次の各号のいずれかに該当する構想、計画又は方針をいう。
- (1) 市町村が定める当該市町村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（当該基本構想に基づき策定される基本計画及び実施計画を含む。）
 - (2) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項の都道府県計画、同法第8条第1項の市町村計画又は同法第9条第1項の土地利用基本計画
 - (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針又は同法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針
 - (4) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第14項の規定により公表された同項の認定基本計画
 - (5) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の農業振興地域整備計画
 - (6) その他規則で定める土地利用に関する構想、計画又は方針
- 10 この条例において「立地市町村」とは、第9条第1項の規定による届出に係る特定小売商業施設の新設の予定地の所在する市町村をいう。
- 11 この条例において「隣接市町村」とは、立地市町村に隣接する市町村をいう。
- 12 この条例において「地域貢献活動」とは、自発的に行うまちづくりの推進に寄与する活動をいう。

（平18条例94・平23条例77・平26条例66・一部改正）

（県の責務）

第3条 県は、商業まちづくりの推進のための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るとともに、小売事業者等及び県民の自発的な参加を促すよう努めるものとする。

（小売事業者等の責務）

第4条 小売事業者等は、その活動が商業まちづくりの推進に果たす役割が大きいことにかんがみ、その活動を行うに当たっては、自ら商業まちづくりの推進に努

めるとともに、県が実施する商業まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、商業まちづくりがまちづくりの推進に占める意義が大きいことにかんがみ、県が実施する商業まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 商業まちづくりの推進に関する施策

第1節 商業まちづくり基本方針等

(商業まちづくり基本方針)

第6条 知事は、商業まちづくりの推進に関する基本的な方針（以下「商業まちづくり基本方針」という。）を定めなければならない。

2 商業まちづくり基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 商業まちづくりの推進の意義

(2) 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向

(3) 次条第一項の規定により市町村が定める基本的な構想の指針となるべき事項

(4) 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項

(5) その他商業まちづくりの推進に関する基本的な事項

3 知事は、商業まちづくり基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、福島県商業まちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、商業まちづくり基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、商業まちづくり基本方針の変更について準用する。

(商業まちづくり基本構想)

第7条 市町村の長は、商業まちづくり基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内における商業まちづくりの推進に関する基本的な構想（以下「商業まちづくり基本構想」という。）を定めることができる。

2 商業まちづくり基本構想には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 商業まちづくりの推進に関する基本的な方針

(2) 小売商業施設の誘導及び抑制を図る地区に関する事項

(3) 商業まちづくりの推進のための施策に関する事項

(4) その他商業まちづくりの推進に関し必要な事項

3 市町村の長は、商業まちづくり基本構想を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該商業まちづくり基本構想の写しを知事に送付するものとする。

(市町村の取組への支援)

第8条 知事は、商業まちづくり基本方針に基づき、商業まちづくり基本構想の策定、商業まちづくりの推進に係る土地利用関係計画の策定、商業まちづくりの推進に係る条例の制定等を行おうとする市町村に対し、助言その他必要な支援を行うものとする。

2 知事は、商業まちづくり基本構想を策定した市町村の当該商業まちづくり基本構想に基づく商業まちづくりの推進のための事業の実施を促進するため、必要な支援を行うものとする。

第2節 特定小売商業施設の立地に関する広域の見地からの調整

(新設の届出)

第9条 特定小売商業施設の新設(建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定小売商業施設となる場合であつて、その変更により増加する店舗面積の算出が困難でないときは当該増加する店舗面積が基準店舗面積以上、その他のときはその変更により増加する建物の延べ面積が基準延べ面積以上となる場合を含む。以下同じ。)をする者(小売業を行うための店舗以外の用に供し、又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し、又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面(以下「新設届出書」という。)により、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 特定小売商業施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 特定小売商業施設の名称
- (3) 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地(特定小売商業施設及びこれに附属する規則で定める施設の敷地をいう。)の面積
- (4) 特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為(土地の区画形質の変更をいう。)及び特定小売商業施設の新築、小売商業施設の増築若しくは改築又は小売商業施設への用途の変更の着手予定日
- (5) 特定小売商業施設の新設の予定日
- (6) 特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積
- (7) 特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域並びにそれらの算出根拠
- (8) 特定小売商業施設の新設の予定地の選定理由

2 前項の届出には、規則で定める資料及び次の事項を記載した書面を添付しなければならない。

- (1) 新設届出書の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由
- (2) 新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画(当該立地市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画)との適合についての見解及びその理由
- (3) 特定小売商業施設の新設が集客予定区域の所在する市町村(立地市町村を除く。)の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画(当該市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画)の実現に与える影響についての見解及びその理由
- (4) 特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況
- (5) 新設届出書の内容に関連して行う地域貢献活動の基本的方向
- (6) その他新設届出書の内容に関して規則で定める事項

3 第1項の規定による届出は、特定小売商業施設の新設について法令の規定により許可、認可その他の処分規則で定めるもの(以下「許可等」という。)を要することとされているときは、当該許可等に係る申請その他の手続に先立って行うよう努めなければならない。

4 知事は、第1項の規定による届出があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該届出の概要を公告するとともに、当該届出及びその添付資料等

を公告の日の翌日から起算して3月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 知事は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を当該届出に係る立地市町村及び隣接市町村の長に通知するとともに、当該届出に係る新設届出書及びその添付資料等の写しを当該立地市町村及び隣接市町村の長に送付するものとする。

6 第1項の規定は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1項第1号に規定する市街地再開発事業に係る特定小売商業施設の新設については、適用しない。

（届出事項の変更及び新設届出書の廃止等）

第10条 前条第1項の規定による届出に係る特定小売商業施設について、当該特定小売商業施設の新設をする日までの間に、当該届出に係る同項第1号から第6号までに掲げる事項の変更（同項第6号に掲げる事項の変更にあつては、規則で定める軽微な変更に限る。）をしたときは、同項の規定による届出をした者（次項及び第3項において「新設届出者」という。）は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定による届出に係る特定小売商業施設について、当該特定小売商業施設の新設をする日までの間に、同項第6号に掲げる事項の変更（前項の変更を除く。）をするときは、新設届出者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を書面により知事に届け出なければならない。

3 前条第1項の規定による届出に係る特定小売商業施設について、当該届出に係る特定小売商業施設の新設をしないこととしたときは、新設届出者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出には、規則で定める資料を添付しなければならない。

5 前条第2項及び第3項の規定は第2項の規定による届出に、同条第4項の規定は第1項及び第2項の規定による届出に、同条第5項の規定は第1項から第3項までの規定による届出について準用する。

（周辺市町村の指定）

第11条 立地市町村及び隣接市町村以外の市町村の長は、第9条第4項（前条第5項において準用する場合（同条第2項について準用する場合に限る。）を含む。次条第1項並びに第13条第1項及び第2項において同じ。）の公告の日の翌日から起算して2週間以内に、規則で定めるところにより、周辺市町村の指定を知事に申請することができる。

2 知事は、前項の申請の日の翌日から起算して2週間以内に、当該申請をした市町村を周辺市町村として指定するものとする。ただし、指定をしないことについて相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 知事は、前項の規定による指定をしたときは、速やかに、第9条第1項又は前条第2項の規定による届出に係る新設届出書又は変更届出に係る書面及びその添付資料等の写しを当該周辺市町村の長に送付するとともに、当該指定をした旨を公告するものとする。

4 知事は、第2項の規定による指定をしたときは、速やかに、その旨を立地市町村及び隣接市町村の長並びに第9条第1項又は前条第2項の規定による届出をした者（以下「新設届出者等」という。）に通知するものとする。

5 知事は、第2項ただし書の規定により周辺市町村の指定をしないときは、その旨及びその理由を第1項の申請をした市町村の長に通知するものとする。

（説明会の開催）

- 第12条 新設届出者等は、規則で定めるところにより、第9条第4項の公告の日の翌日から起算して1月を経過した日から同日の翌日から起算して1月を経過する日までの間に、立地市町村内において、当該届出の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。
- 2 新設届出者等は、必要があると認めるときは、隣接市町村又は周辺市町村内において、説明会を開催するものとする。
 - 3 新設届出者等は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。
 - 4 新設届出者等は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事並びに立地市町村、隣接市町村及び周辺市町村（以下「関係市町村」という。）の長の意見を聴くことができる。
 - 5 新設届出者等は、説明会の終了後、遅滞なく、規則で定めるところにより、説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を知事に報告しなければならない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。
（市町村の長等の意見）
- 第13条 知事は、第9条第4項の公告の日から3月以内に、関係市町村の長に、規則で定めるところにより、当該公告に係る新設届出書の内容について、商業まちづくりの推進の見地からの意見及びその理由を聴かななければならない。
- 2 関係市町村の住民等（当該市町村の区域内に居住する者、当該市町村において事業活動を行う者及び当該市町村に存する団体をいう。次項において同じ。）は、第9条第4項の公告の日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し、当該公告に係る新設届出書の内容について、商業まちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。
 - 3 第1項の聴取に係る意見及び前項の意見は、立地市町村の長及び住民等にあつては第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事項を、隣接市町村及び周辺市町村の長及び住民等にあつては第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項を勘案して述べなければならない。
 - (1) 新設届出書の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合
 - (2) 新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該立地市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）との適合
 - (3) 特定小売商業施設の新設が隣接市町村又は周辺市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画（当該隣接市町村又は周辺市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画）の実現に与える著しい影響の有無及びその内容
 - (4) 特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び当該特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況
 - (5) 特定小売商業施設の新設に伴って予測される新たな社会資本の整備等の内容
 - (6) 新設届出者等が行おうとする地域貢献活動の基本的方向
 - 4 知事は、第1項の規定による意見の聴取をしたとき又は第2項の規定による意見の陳述があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該聴取した

意見及び当該陳述があった意見の概要を公告するとともに、これらの意見を公告の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

(県の意見等)

第14条 知事は、前条第4項の公告の日の翌日から起算して3月以内かつ第9条第1項又は第10条第2項の届出のあった日の翌日から起算して7月以内に、前条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見に配意し、同条第3項第1号から第5号までに掲げる事項を勘案して、新設届出者等に対し、当該公告に係る新設届出書の内容について、商業まちづくりの推進の見地から、意見を有する場合には当該意見を述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、福島県商業まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、規則で定めるところにより、第1項の規定により意見を述べた場合にあっては当該意見の概要を、同項の規定により意見を有しない旨を通知した場合にあってはその旨を、速やかに公告するとともに、当該意見又は通知の内容を公告の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 新設届出者等は、第1項の規定により知事が意見を述べたときは、当該意見についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。

5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該報告の概要を公告するとともに、当該報告の内容を公告の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

(勧告及び公表)

第15条 知事は、前条第4項の規定により報告のあった新設届出者等の対応が同条第1項の規定により知事が述べた意見を適正に反映しておらず、かつ、当該対応に基づき特定小売商業施設の新設がなされると商業まちづくりの推進に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その報告を受けた日の翌日から起算して2月以内に、新設届出者等に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、福島県商業まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の規定による勧告をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

4 新設届出者等は、第1項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、当該勧告についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。

5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該報告の概要を公告するとともに、当該報告の内容を公告の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったとき又は第4項の規定による報告をしなかったときは、その旨を公表することができる。

(工事着手の制限)

第16条 新設届出者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日以後でなければ、当該届出に係る特定小売商業施設の新設に係る工事に着手してはならない。

(1) 第14条第1項の規定により知事が意見を述べた場合 同条第4項の規定に

より当該意見に係る対応の内容及びその理由を知事に報告した日の翌日から起算して2月を経過した日

(2) 第14条第1項の規定により知事が意見を有しない旨を通知した場合 当該通知の日

2 知事は、新設届出者等が前項の規定に違反し工事に着手したときは、当該新設届出者等に対し、当該届出に係る特定小売商業施設の新設に係る工事の中止を勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第2項の規定による勧告を受けた者に、意見陳述の機会を与えなければならない。

(新設の報告)

第17条 新設届出者等は、特定小売商業施設の新設をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

第3節 地域貢献活動

(地域貢献活動計画)

第18条 第1号及び第2号に掲げる者は当該特定小売商業施設の新設の日までに、第3号に掲げる者は当該特定小売商業施設とする日までに、それらの日の属する営業年度分の地域貢献活動に係る実施計画（以下「地域貢献活動計画」という。）を作成し、その内容を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(1) 新設届出者等

(2) 第9条第6項の規定に係る特定小売商業施設の新設をする者

(3) 建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定小売商業施設とする者であって、前2号に掲げる者以外のもの

2 知事は、前項の規定による書面の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該書面に係る地域貢献活動計画の内容を公表するものとする。

(新設届出者等が配慮すべき事項)

第19条 知事は、第13条第4項の公告をしたときは、速やかに、同条第1項の規定により関係市町村の長から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見のうち第9条第2項第5号に掲げる事項に関するものを新設届出者等に通知するものとする。

2 新設届出者等は、前条第1項の地域貢献活動計画の作成に当たっては、第12条第1項の規定による説明会で第9条第2項第5号に掲げる事項に関し述べられた意見及び前項の規定による通知に係る意見に配慮するものとする。

(地域貢献活動協定)

第20条 知事は、必要があると認めるときは、第18条第1項各号に掲げる者に対し、地域貢献活動計画の実施に関する協定を締結するよう求めることができる。

2 知事は、前項の協定を締結したときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

(計画及び実施状況の報告)

第21条 第18条第1項各号に掲げる者は、規則で定めるところにより、毎営業年度（同項に規定する営業年度を除く。）、前営業年度分の地域貢献活動の実施状況及び当該営業年度分の地域貢献活動計画を作成し、その内容を記載した書面を知事に提出しなければならない。ただし、当該特定小売商業施設が特定小売商業

施設でなくなったときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による書面の提出があったときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

第3章 福島県商業まちづくり審議会

(設置及び権限)

第22条 知事の附属機関として福島県商業まちづくり審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、商業まちづくりの推進に関する事項を調査審議する。

- 3 審議会は、商業まちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第23条 審議会は、委員7人以内で組織する。

- 2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、商業まちづくりの推進に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(報告の徴収)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、新設届出者等に対して報告を求めることができる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第27条 第9条第1項又は第10条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第1章、第2章第1節及び第3章の規定は、公布の日（平成17年10月18日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に当該特定小売商業施設の新設について許可等に係る申請その他の手続が行われている特定小売商業施設の新設については、第9条第1項の規定は、適用しない。

- 3 この条例の施行の際現に特定小売商業施設を設置している者は、この条例の施行の日の翌日から起算して30日以内に、当該条例の施行の日の属する営業年度分の地域貢献活動計画を作成し、その内容を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 4 附則第2項の規定に係る特定小売商業施設の新設をする者は、その新設の日までに、当該新設の日の属する営業年度分の地域貢献活動計画を作成し、その内容を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、前2項の規定による書面の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該書面に係る地域貢献活動計画の内容を公表するものとする。
- 6 第20条及び第21条の規定は、附則第3項に規定する特定小売商業施設を設置している者及び附則第4項に規定する特定小売商業施設の新設をする者について準用する。

附 則（平成18年条例第94号）

- 1 この条例は、公布の日（平成18年10月17日）から施行する。
- 2 平成23年9月30日までの間は、改正後の福島県商業まちづくりの推進に関する条例第2条第9項第4号中「認定基本計画」とあるのは、「認定基本計画及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）第1条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第6条第6項の規定により公表された同条第1項の基本計画」とする。

附 則（平成23年条例第77号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条第9項第4号の改正規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の公布の日から起算して3月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律の施行の日の翌日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成26年条例第66号）

この条例は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第30号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

福島県商業まちづくりの推進に関する条例
施行規則

○福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則

平成十八年六月三十日

福島県規則第八十八号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則をここに公布する。

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則

(小売業の範囲)

第一条 福島県商業まちづくりの推進に関する条例(平成十七年福島県条例第百二十号。以下「条例」という。)第二条第一項の規則で定める小売業は、飲食店業を除き、物品加工修理業を含む小売業とする。

(一の建築物)

第二条 条例第二条第一項の一の建築物として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建築物
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建築物
- 三 一の建築物(前二号に掲げるものを含む。)とその附属建築物をあわせたもの

(社会資本)

第三条 条例第二条第三項の規則で定める公共の用に供する施設は、公園、ガス工作物(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項に規定するガス工作物をいう。)及び電気工作物(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。)とする。

(基準店舗面積)

第四条 条例第二条第七項第一号の規則で定める面積は、八千平方メートルとする。

(基準延べ面積)

第五条 条例第二条第七項第二号の規則で定める面積は、一万平方メートルとする。

(まちづくりに関係する団体)

第六条 条例第二条第八項の規則で定めるまちづくりに関係する団体は、次に掲げるものとする。

- 一 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合及び同法第十三条第二号の規定により設立された商工組合連合会

- 二 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)第五十五条の三に規定する都道府県商工会連合会
- 三 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百十一号)第二条第一項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 四 都市計画法(昭和三十四年法律第百号)第二十一条の二第二項に規定する特定非営利活動法人
- 五 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第十五条第一項第一号ロに規定する会社、同項第二号ロに規定する一般社団法人等及び特定会社並びに同法第六十一条第一項に規定する中心市街地整備推進機構
- 六 その他県民、事業者、団体又は地方自治体を構成員としてまちづくりの推進を図る活動を行う団体

(土地利用に関する構想、計画又は方針)

第七条 条例第二条第九項第六号の規則で定める土地利用に関する構想、計画又は方針は、次に掲げるものとする。

- 一 森林法(昭和三十六年法律第二百四十九号)第五条に規定する地域森林計画及び同法第十条の五に規定する市町村森林整備計画
- 二 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二条第五号に規定する公園計画
- 三 自然環境保全法(昭和三十七年法律第八十五号)第十二条第一項に規定する自然環境保全基本方針
- 四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四条第一項に規定する鳥獣保護管理事業計画
- 五 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第八十一条第一項に規定する立地適正化計画
- 六 景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第一項に規定する景観計画
- 七 福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)第二条第二号に規定する公園計画
- 八 福島県自然環境保全条例(昭和三十七年福島県条例第五十五号)第十一条第一項に規定する自然環境保全基本方針
- 九 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例(平成十四年福島県条例第二十三号)第七条第一項に規定する水環境保全推進計画
- 十 福島県野生動植物の保護に関する条例(平成十六年福島県条例第二十三号)第七条第一項に規定する希少野生動植物保護基本方針及び同条例第二十五条第一項に規定する保護管理事業計画

(商業まちづくり基本方針の公表)

第八条 条例第六条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、福島県報により行うものとする。

(様式)

第九条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書により行うものとする。

- 一 条例第九条第一項の規定による届出 特定小売商業施設新設届出書(様式第一号)
 - 二 条例第十条第一項の規定による届出 変更(事後)届出書(様式第二号)
 - 三 条例第十条第二項の規定による届出 変更(事前)届出書(様式第三号)
- 2 条例第十一条第一項の規定による申請は、周辺市町村指定申請書(様式第四号)により行うものとする。
- 3 条例第十二条第五項の規定による報告は、説明会開催結果報告書(様式第五号)により行うものとする。
- 4 条例第二十一条第一項(条例附則第六項において準用する場合を含む。)の規定による提出は、地域貢献活動実施状況報告書(様式第六号)又は地域貢献活動計画報告書(様式第七号)により行うものとする。

(附属施設)

第十条 条例第九条第一項第三号の規則で定める施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物(以下この条において「廃棄物」という。))及び資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。)の保管施設及び廃棄物の処理施設とする。

(条例第九条第二項の添付資料等)

第十一条 条例第九条第二項(条例第十条第五項において準用する場合を含む。)の規則で定める資料は、次に掲げる資料とする。

- 一 法人にあつては、その登記事項証明書
- 二 個人にあつては、その住民票の写し
- 三 当該特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の市町村を示す地図
- 四 当該特定小売商業施設の新設の予定地及び周辺の土地利用の現況を示す地図
- 五 当該特定小売商業施設の新設に係る敷地、建築物及び前条に規定する施設の位置を示す地図
- 六 前号の建築物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面及び当該特定小売商業施設の店舗面積の合計又は当該特定小売商業施設の延べ面積の合計の算出の根拠となる書面

(その他の記載事項)

第十二条 条例第九条第二項第六号(条例第十条第五項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、当該特定小売商業施設において主として販売する物品の種類及び小売業以外の事業の概要とする。

(許可、認可その他の処分)

第十三条 条例第九条第三項(条例第十条第五項において準用する場合を含む。)の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項に規定する建築主事の確認及び同法第六条の二第一項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認
- 二 森林法第十条の二に規定する都道府県知事の許可
- 三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項及び第五条第一項に規定する都道府県知事又は指定市町村の長の許可
- 四 都市計画法第二十九条第一項及び第二項に規定する都道府県知事若しくは指定都市等の長の許可及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき当該事務を処理することとされた市町村の長の当該許可

(新設届出書についての公告)

第十四条 条例第九条第四項(条例第十条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 条例第九条第一項第一号から第六号までに掲げる事項
- 二 当該特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域

(縦覧の場所)

第十五条 条例第九条第四項、第十三条第四項、第十四条第三項及び第五項並びに第十五条第五項の規定による縦覧の場所は、次に掲げる場所のうちから縦覧する者の参集の便を考慮して定めなければならない。

- 一 福島県の庁舎その他の施設
- 二 関係する市町村の協力が得られた場合にあっては、当該関係する市町村の庁舎その他の施設
- 三 その他知事が適当と認める場所

(軽微な変更)

第十六条 条例第十条第一項の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める変更とする。

- 一 当該特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積の届出がある場合 店舗面積の合計が減少する変更若しくは店舗面積の合計が増加する変更であって、その増加する面積が変更前の店舗面積の合計に百分の十を乗じて得た面積若しくは八千平方メートルのいずれか小さい面積未満であるもの又は延べ面積の変更
- 二 当該特定小売商業施設の延べ面積のみの届出がある場合 延べ面積の合計が減少する変更又は延べ面積の合計が増加する変更であって、その増加する面積が変更前の延べ面積の合計に百分の十を乗じて得た面積若しくは一万平方メートルのいずれか小さい面積未満であるもの

(条例第十条第四項の添付資料)

第十七条 条例第十条第四項の規則で定める資料は、次に掲げる資料とする。

- 一 条例第九条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 条例第九条第一項第三号に掲げる事項のうち敷地の面積を変更する場合にあっては、変更後の新設の予定地及び周辺の土地利用の現況を示す地図
- 三 条例第九条第一項第六号に掲げる事項を変更する場合にあっては、変更後の建築物の位置及び建築物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面並びに当該特定小売商業施設の店舗面積の合計又は当該特定小売商業施設の延べ面積の合計の算定の根拠となる書面

(説明会の開催)

第十八条 条例第十二条第一項の規定による説明会は、当該特定小売商業施設に係る関係する市町村の区域内に居住する者等を対象に開催するものとする。

- 2 条例第十二条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 新設届出者等の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 当該特定小売商業施設の名称
 - 三 当該特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地
 - 四 当該公告に係る関係市町村の名称
 - 五 説明会の開催を予定する日時及び場所
- 3 前項の公告は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。
 - 一 関係する市町村の協力を得て、当該関係する市町村の公報又は広報誌に掲載すること。
 - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
 - 三 その他知事が適当と認める方法

(意見等の聴取)

第十九条 知事は、条例第十三条第一項の規定により意見及びその理由を聴くときは、別に定める書面を送付するものとする。

(勧告についての公告)

第二十条 条例第十五条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 条例第九条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 当該特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地
- 三 知事の勧告の内容

(公表の方法)

第二十一条 条例第十八条第二項、条例第二十条第二項(条例附則第六項において準用する場合を含む。)、条例第二十一条第二項(条例附則第六項において準用する場合を含む。)及び条例附則第五項の規定による公表は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- 一 福島県のホームページへの掲載
- 二 関係する市町村の協力を得て、当該関係する市町村の公報又は広報誌に掲載すること。
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- 四 その他知事が認める方法

(報告の徴収)

第二十二条 条例第二十五条の規定による報告は、次に掲げる事項に係る報告とする。

- 一 当該特定小売商業施設内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置及び当該特定小売商業施設の店舗面積の合計に関する事項
- 二 新設届出者等が当該特定小売商業施設の新設に係る工事に着手した日
- 三 地域貢献活動に関する事項
- 四 その他知事が定める事項

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

(表)

特定小売商業施設新設届出書

年 月 日

福島県知事

住所

届出者 氏名又は名称

印

法人にあつては、その代表者の氏名

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	特定小売商業施設の名称	
2	区分	新築・増築・改築・用途変更
3	変更前の用途	
4	特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地面積	土地の所在地
		敷地面積 m2
5	敷地の状況	現況の土地利用
		土地利用関係法における土地利用の規制状況
6	特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為の着手予定日	年 月 日
7	特定小売商業施設の新築、小売商業施設の増築若しくは改築又は小売商業施設への用途の変更の着手予定日	年 月 日
8	特定小売商業施設の新設の予定日	年 月 日
9	特定小売商業施設の店舗面積の合計	m2
10	特定小売商業施設の延べ面積	m2
11	特定小売商業施設の概要	構造
		階数
		棟数
		駐車場数

(裏)

12 特定小売商業施設の集客予定数 及び集客予定区域並びに算出根拠	集客予定数	年・月・日当たり 約 人
	集客予定区域	
	算出根拠	別紙のとおり
13 特定小売商業施設の新設の予定 地の選定理由		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 変更前の用途の欄は、区分の欄が用途変更である場合に限り記入すること。
- 3 集客予定区域の欄は、予定地域を示した図面を添付する方法で示すことができる。
- 4 算出根拠の欄は、別紙により示すこと。

様式第2号(第9条関係)

変更(事後)届出書

年 月 日

福島県知事

住所

届出者 氏名又は名称

印

法人にあつては、その代表者の氏名

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

当初の届出に係る事項		
1 特定小売商業施設の名称		
2 届出年月日	年 月 日	
3 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地面積	所在地	
	敷地面積	
4 特定小売商業施設の店舗面積の合計	m2	
5 特定小売商業施設の延べ面積	m2	
変更に係る事項		
6 変更の内容	変更前	
	変更後	
7 変更の理由		

事務を担当する者の氏名、住所及び電話番号	
----------------------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第3号(第9条関係)

変更(事前)届出書

年 月 日

福島県知事

住所

届出者 氏名又は名称

印

法人にあつては、その代表者の氏名

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第10条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

当初の届出に係る事項		
1 特定小売商業施設の名称		
2 届出年月日	年 月 日	
3 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地面積	所在地	
	敷地面積	
4 特定小売商業施設の店舗面積の合計	m2	
5 特定小売商業施設の延べ面積	m2	
変更に係る事項		
6 変更の内容	変更前	
	変更後	
7 変更の理由		

事務を担当する者の氏名、住所及び電話番号	
----------------------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4号(第9条関係)

周辺市町村指定申請書

年 月 日

福島県知事

申請者

印

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、下記の特定小売商業施設に係る周辺市町村の指定を申請します。

記

1 特定小売商業施設の名称	
2 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第9条第1項の規定による届出年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第5号(第9条関係)

説明会開催結果報告書

年 月 日

福島県知事

住所
報告者 氏名又は名称 印
法人にあつては、その代表者の氏名

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第12条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 特定小売商業施設の名称	
2 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第9条第1項の規定による届出年月日	年 月 日
3 説明会の開催日時	年 月 日
4 説明会の開催場所	
5 説明会の出席者数	人
6 説明会における説明者	職名 氏名
7 説明会開催の公告方法	
8 7の公告の内容	
9 7の公告の日	年 月 日
10 説明会の次第	
11 説明会で述べられた意見の概要	
12 11の意見についての見解	

事務を担当する者の氏名、住所及び電話番号	
----------------------	--

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 次の書類等を添付すること。
 - (1) 出席者名簿の写し
 - (2) 説明会の開催の公告を新聞への掲載によって行った場合にあっては、その新聞又はその新聞の写し

様式第 6 号（第 9 条関係）

地域貢献活動実施状況報告書

年 月 日

福島県知事

住所

報告者 氏名又は名称

法人にあつては、その代表者の氏名

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる特定小売商業施設の名称
- 2 対象となる特定小売商業施設の所在地
- 3 対象となる営業年度 年 月 日～ 年 月 日
- 4 主な地域貢献活動の内容

- 5 地域貢献活動に関する窓口
 - (1) 社名又は店舗名及び担当部署名
 - (2) 住所
 - (3) 電話番号

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 必要に応じて参考資料を添付すること。

様式第7号（第9条関係）

地域貢献活動計画報告書

年 月 日

福島県知事

住所

報告者 氏名又は名称

法人にあっては、その代表者の氏名

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第21条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる特定小売商業施設の名称
- 2 対象となる特定小売商業施設の所在地
- 3 対象となる営業年度 年 月 日～ 年 月 日
- 4 主な地域貢献活動の内容

- 5 地域貢献活動に関する窓口
 - (1) 社名又は店舗名及び担当部署名
 - (2) 住所
 - (3) 電話番号

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 必要に応じて参考資料を添付すること。

附 則(平成二〇年規則第九七号)

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二六年規則第五九号)

この規則中、第六条第五号の改正規定は中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から、第七条第四号の改正規定は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行の日から施行する。

（平二六法三〇の施行の日＝平成二六年七月三日）

（平二六法四六の施行の日＝平成二七年五月二九日）

附 則(平成二八年規則第一一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則様式第六号及び様式第七号による報告書は、改正後の福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則様式第六号及び様式第七号による報告書とみなす。

附 則(平成二九年規則第七五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第一二号)

この規則は、令和元年九月一日から施行する。

附 則(令和二年規則第八号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則のそれぞれの規定に基づき提出されている届出書等は、改正後の福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の相当の規定に基づき提出された届出書等とみなす。

福島県商業まちづくり審議会規則

福島県商業まちづくり審議会規則

(平成17年福島県規則第129号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福島県商業まちづくりの推進に関する条例(平成17年福島県条例第120号)第24条の規定に基づき、福島県商業まちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の意見陳述等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、商工労働部産業振興総室商業まちづくり課において処理する。

(平20規則64・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則(平成20年規則第64号)抄

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

福島県商業まちづくり基本方針

福島県商業まちづくり基本方針

1 商業まちづくりの推進の意義

(1) 商業まちづくり推進条例制定の背景

少子高齢化の急速な進行、財政の硬直化や環境への意識の高まり、さらには人口減少時代の到来など、時代背景や価値観が大きく変わる中で、環境負荷が少なく、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりが求められている。

しかしながら、これまで、人口増加やモータリゼーションの急速な進展等を背景に、郊外での大規模住宅団地の開発や公共公益施設の郊外移転、大規模小売商業施設の郊外立地等により、まちの機能が郊外へ拡散し、低密度に市街地が拡大する一方で、生活圏の中心都市においてできえも都市機能の集積が低下し、まちの空洞化に歯止めがかからない状態が続いてきた。

また、大規模小売商業施設の郊外立地が他の小売商業施設等の郊外立地を誘発し、市街地の無秩序な拡大・拡散を促進する事例や、複数の市町村を商圈とする特に規模の大きな小売商業施設の出店が周辺市町村のまちづくりに影響を与える事例が問題となるなど、コンパクトで持続可能なまちづくりの観点から、小売商業施設の適正な配置について改めて検討する必要が生じていた。

このため、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりや環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりなど、本県におけるまちづくりの基本的な考え方と調和した小売商業施設の適正な配置の促進、特に規模の大きな小売商業施設の立地に関する広域の見地からの調整及び特に規模の大きな小売商業施設による地域貢献活動の促進を柱とする「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」（平成 17 年福島県条例第 120 号。以下「条例」という。）を平成 17 年 10 月に制定し、これらの施策を総合的に推進することにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとしている。

(2) 条例制定の効果

ア 大規模小売商業施設の適正な配置の促進

条例第 6 条第 1 項の規定に基づく「商業まちづくり基本方針」（以下「基本方針」という。）において、まちづくりの基本的な考え方と調和した小売商業施設の立地ビジョンを示すことにより、大規模小売商業施設の郊外への立地が減少している。

なお、床面積が 10,000 m²を超える小売商業施設については、条例制定後に都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）が改正され、立地地域が原則として商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に限定されており、郊外への立地が抑制されている。

イ 小売商業施設の中心市街地への回帰の促進

基本方針において小売商業施設の立地ビジョンを示すことにより、大規模

小売商業施設が新たな開発を伴わずに中心市街地の空きビルを活用して出店する事例や、市町村が条例第7条第1項の規定に基づき策定する「商業まちづくり基本構想」（以下「基本構想」という。）の小売商業施設を誘導する地区内に大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の特例措置を活用して出店する事例など、小売商業施設の中心市街地への回帰が促進された。

また、平成26年度には、条例施行後初めて条例第9条第1項に基づく特定小売商業施設（注1）の新設届出を経て、基本方針で示す誘導地域に特定小売商業施設が出店している。

ウ 特定小売商業施設における地域との共存共栄に向けた取組の促進

小売商業施設は地域密着型産業としての特性を有しており、特定小売商業施設については、その規模の大きさ故に地域から期待される役割も大きい。特定小売商業施設と地域との共存共栄のまちづくりを促進するため、条例により、特定小売商業施設に対し、自発的に行うまちづくりの推進に寄与する活動（以下「地域貢献活動」という。）の計画及び実施状況に係る報告書の提出を求め、これを公表することで、特定小売商業施設における地域との共存共栄の意識向上と取組の促進につながっている。

（注1） 「特定小売商業施設」とは、条例第2条第7項、福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則（平成18年福島県規則第88号）第4条及び第5条で規定する小売商業施設をいう。

(3) 県内のまち、商業等の現状

ア 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）を契機とした東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）の発生により出された避難指示は、平成26年4月以降、徐々に解除され、住民の帰還は進んでいるものの、依然として多くの県民が県内外に避難している。

また、避難地域等においては、住民帰還に向けて公設商業施設等の整備が進められている一方で、未だに多くの小売事業者が事業を再開できていないほか、県内全域において、あらゆる産業にとって大打撃となっていた風評被害は、全体的には回復してきている状況が見られるものの、業種や地域によっては影響が続いているものもある。

イ 県民の買い物行動の特性として、自動車で食料品を買いに行く県民の割合が8割を超え、自動車で行きやすい店舗が選ばれているほか、インターネット販売の利用が増加している。

ウ 地域の商店街は、後継者不足や消費者ニーズへの対応の遅れ、人口減少、魅力ある店舗の減少などによって、活気や賑わいを失っており、若い世代が商店街を訪れる機会が減少している。また、深刻な後継者・担い手不足問題

を抱えているが、有効な対策を打ち出せていない。

エ これまで人口増加時代に建設してきた住宅等が、人口減少時代を迎えた現在、空き家、空き地等になるケースが増加している。また、商店街をはじめとした中心市街地においては、店主の高齢化や後継者不足などを背景に空き地・空き店舗が増加することで、中心市街地の衰退に拍車をかけている。

オ 高度経済成長期以降に整備したインフラが、今後一斉に老朽化することが見込まれ、市町村における公共施設及びインフラ施設の将来の更新費用は、今後大幅に増加することが予想されている。

カ 大規模小売商業施設の郊外立地は、条例施行後、少ない状況が続いていることに加え、これまで続いてきた人口集中地区（D I D）の面積の拡大と人口密度の低下には一定の歯止めがかかっており、市街地の拡大・拡散は抑制されつつある。

キ 農村地域、中山間地域等においては、人口減少及び高齢化がより急速に進行するとともに、都市部との有機的な連携が希薄化している。

また、人口減少等を背景に、品揃えや価格の面で、地域住民の毎日の買い物ニーズに応える魅力的な店舗づくりや持続可能な店舗経営が困難となり、小売事業所が減少することで、食料品や日用雑貨品などの最寄品でさえ身近な場所を買うことができない、いわゆる「買い物困難者」の問題が深刻化してきている。

(4) まちづくりの課題

(3)のような現状により、まちづくりの面で次のような課題を抱えている。

ア 都市部における課題

① 「まちの顔」である中心市街地等では、空き家、空き地等が増加し、「空洞化」や「スポンジ化」（注2）、「低密度化」が進むことで、まちなみの分断による商業地としての魅力低下、都市機能の利便性低下、行政サービスやインフラ維持管理の非効率化に加え、住民の地域への愛着・誇りの低下や生活環境、治安、景観等の悪化を招くなど、まちづくり全体に悪影響を及ぼしているため、今後も増加が懸念される空き家等への対策が必要である。

(注2) 「スポンジ化」とは、都市の内部において、空き家、空き地等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもって、相当程度の分量で発生する現象をいう。

② 様々な事業者等が近接して立地し相互に交流することで、効果的な経済活動と新規産業の創出を実現するという「中心市街地の交流機能」が、中心市街地の空洞化やスポンジ化等により低下し、地域経済や雇用にも影響を与えているため、商業やサービス業の集積の場や日常の買い物の場、人々のコ

コミュニティの場としての機能など、中心市街地の持つ多様な機能を維持・回復させる必要がある。

- ③ 商店街における魅力ある店舗の減少等によって、若い世代の商店街離れがさらに進むことが懸念されるため、若い世代をはじめとした新たな担い手を発掘・育成し、店舗や商店街の魅力向上を図る必要がある。

イ 中山間地域等における課題

人口減少、高齢化が著しい中山間地域等では、経営状況の悪化等により飲食料品を扱う小売事業者が減少し、自動車の運転が困難な高齢者などを中心にさらに「買い物困難者」が増加するおそれがある。

また、中山間地域等における商業機能の低下が生活利便性の低下を招き、地域外への人口流出等につながるおそれもあるため、買い物困難者対策を進めるとともに、商業機能をはじめとした生活基盤を維持・確保する必要がある。

ウ 避難地域等における課題

- ① 商店街が中核的な担い手となってきた地域のコミュニティや固有の伝統・文化、まちなみを維持・再生するため、避難解除等区域や津波被災地域等における小売事業者の事業再開・継続の支援等を通して、商店街の再生を図るとともに、公設商業施設の整備など、買い物環境をはじめとした生活インフラの復旧を進め、住民帰還を促進する必要がある。
- ② 帰還した住民の通院、通学、買い物等の日常生活の移動手段を確保するとともに、広域的な市町村間の公共交通ネットワークを構築するなど、誰もが安心して、暮らしやすいまちづくりを進める必要がある。

エ 県全体における課題

- ① 人口減少、高齢化が急速に進行する中、消費の落ち込みや後継者不足、インターネット販売の拡大等による小売事業所の減少並びに東日本大震災及び原子力災害の影響による事業の休止など、様々な社会経済情勢の変化に対応しながら、自動車を運転できない人や運転免許の自主返納を考えている人、インターネットを利用しない人でも身近な場所で最寄品を買えるまちづくりを進める必要がある。
- ② 今後、高齢化の急速な進行が予測される中で、自動車を利用しないと買い物等ができない、人が歩かないまちになれば、まちの魅力の低下や高齢者等にとっての生活利便性の低下のみならず、県民の健康寿命の短縮や医療費、介護費などの増大につながるおそれもあるため、誰もが歩きやすく、歩きたくなるまちづくりが必要である。
- ③ 公共施設等の老朽化に伴う更新費用等の増大が見込まれる中、地方自治体においては厳しい財政状況が予想されるため、人口減少、少子高齢化を踏まえた公共施設等の適正配置のほか、医療・福祉施設、商業施設、住居等の適正立地により、安心・快適で、持続可能な生活環境を確保する必要がある。

- ④ 優良農地や景観の優れた地域等への大規模小売商業施設の出店を抑制することで、環境への新たな負荷を減らし、環境の面においても持続可能なまちづくりを進めていく必要がある。
- ⑤ 小売商業施設の郊外やロードサイド等への乱立による市街地の無秩序な拡大・拡散を抑制するとともに、中心市街地における個性的で魅力的なまちづくりを進めていく必要がある。
- ⑥ 大規模小売商業施設の閉店した跡が埋まらない状態が続けば、まちの賑わいづくりの面のみならず、生活環境や景観といった面でも大きなマイナスの影響を与えるため、特に中心市街地等においては、空きビル等の積極的な活用が必要である。
- ⑦ 中心市街地への小売商業施設の集積や身近な場所で最寄品を買えるまちづくりを実現するためにも、都市と農村地域が互いの地域の魅力を再認識し、それぞれの地域に配慮しながら地域全体のまちづくりを進める必要がある。

(5) 商業まちづくり推進の意義

ア 本県では、豊かさの意味をもう一度見つめ直し、地域の持つ歴史、文化、自然などの資源や人と人とのつながりを大切にしながら持続可能な社会の構築を目指している。

この観点からも、上記のような、地域のコミュニティが崩壊し、地域経済の循環が失われ、生活環境や景観といった面からの問題に加えて、まちなかの魅力低下、担い手不足、買い物困難者の問題が深刻化するなどの現状は、重く受け止めなければならないものとなっている。

イ また、本県では、地理的な条件や歴史的・文化的関連の強い一定のまとまりを持った地域、県民の日常の活動範囲に概ね対応する地域を「生活圏」ととらえ、広い県土を7つの生活圏（注3）に分けて、それぞれの特性を生かした個性的な発展を図る7つの生活圏を基本とする県づくりを進めている。今後の社会・経済を取り巻く状況や本県の復旧・復興の状況を考慮し、当面は7つの生活圏に基づき、生活圏ごとに広域の見地から小売商業機能をはじめとした都市機能の適正な配置を図っていく必要がある。

また、東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた地域において、日常生活を送る上で不可欠な商業機能の確保を図っていく必要がある。

ウ 加えて、特定小売商業施設については、その規模の大きさ故、地域に期待される役割も大きいことから、地域との共存共栄を目指し、自発的にまちづくりの推進に寄与する必要がある。

エ このため、「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」や「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」などの考え方にに基づき、県は条例を制定し、特定小売商業施設の立地について広域の見地から調整を行い、「持続可能な

歩いて暮らせるまちづくり」の推進と調和した小売商業施設の立地等を目指す商業まちづくりを推進することにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとしている。

(注3) 「7つの生活圏」とは、以下の地域をいう。

県北地域：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡及び安達郡で構成される地域

県中地域：郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡及び田村郡で構成される地域

県南地域：白河市、西白河郡及び東白川郡で構成される地域

会津地域：会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡及び大沼郡で構成される地域

南会津地域：南会津郡で構成される地域

相双地域：相馬市、南相馬市、双葉郡及び相馬郡で構成される地域

いわき地域：いわき市で構成される地域

(6) 基本方針の性格

基本方針は、条例第6条第1項の規定に基づき商業まちづくりの推進に関する基本的な方針を定めるものであり、以下の性格を有する。

ア 福島県総合計画、福島県復興計画、福島県人口ビジョン、ふくしま創生総合戦略、福島県国土利用計画、福島県土地利用基本計画、福島県の都市計画区域マスタープラン及び福島県商工業振興基本計画との整合性を確保し、商業まちづくりの推進に関する基本的な方針を示すもの

イ 市町村、県民、小売事業者等と連携し、商業まちづくりの推進に調和した小売商業施設の適正な配置等を推進するための基本的な方針を示すもの

ウ 市町村が基本構想を策定するための指針を示すもの

エ 県が条例に基づき特定小売商業施設の立地について広域の見地から調整を行うに当たっての判断基準を示すもの

オ その他商業まちづくりの推進に関する事項を定めるもの

2 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向

(1) まちづくりの基本的な考え方

今後の人口減少や高齢化の急速な進行等を踏まえ、次の5つのまちづくりの基本的な考え方に基づくまちづくりを推進する。

ア 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり

各種の都市機能を中心市街地に集積し、公共交通等によって誰もが容易にアクセスできるなど、高齢者や障がい者をはじめとする全ての人にとって暮ら

しやすいまちづくりの実現や持続可能な自治体運営の実現などを図ること。

イ 環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり

モータリゼーションの進展等に伴う都市機能の郊外への拡散を抑制することで、自然環境や田園といった美しい福島の自然等を保全するとともに、無秩序な開発による社会資本の整備や維持管理のコストの増加を防ぐこと。

ウ 7つの生活圏に基づくまちづくり

本県の多極分散型の県土構造という特徴を大切に、県土全体を地理的な条件や歴史的・文化的関連の強い7つの生活圏に分けて、それぞれの特性を生かしたまちづくりを推進していくこと。

また、7つの生活圏を基本としながらも、生活圏相互の重層的な関わりに着目し、生活圏を越えた機能の補完・連携の視点を持って、県民の生活実態に対応したまちづくりを推進していくこと。

なお、原子力災害の避難地域においては、避難指示が解除され、住民の帰還が進んでいる地域と避難指示解除及び住民帰還に向けた準備が進められている地域があることや、大津波によりまちが壊滅的な被害を受けた地域があることなどから、住民の帰還状況や将来の人口予測などの中長期的な視点を踏まえながら、状況の変化に柔軟に対応したまちづくりを推進していく必要があること。

エ 多様な主体による連携・協働のまちづくり

今後の社会・経済を取り巻く状況を勘案し、県民をはじめNPOや小売商業者といった「民」が互いに協力し合い、また、「官」と共に連携・協働し、固有の地域資源を活用しながら、まちづくりを考え、実行していくこと。

オ 県と市町村の役割分担を踏まえたまちづくり

まちづくりは、住民に最も身近な自治体である市町村が、住民等の意見を踏まえビジョンを明確にして、それをもとに多様な主体と連携・協働しながら推進することが重要であり、県は、市町村との役割分担を踏まえ、市町村のまちづくりを支援していくこと。

(2) 商業まちづくりの考え方

商業まちづくりとは、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの推進と調和した小売商業施設の立地その他の商業に係る活動を促進することをいう。

【持続可能な歩いて暮らせるまちづくり】

- ① 環境への負荷に配慮したまちづくり
- ② 新たな社会資本の整備や管理の負担をできる限り増大させないことに配慮しながら、既存の社会資本を有効活用したまちづくり
- ③ 自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくり

(3) 商業まちづくりを実現するための基本的な方向

(1)や(2)の考え方に基づくまちづくりを実現するためには、以下の方向で施策を展開していくことが必要である。

ア 各生活圏の都市機能等が集積されている地域に特定小売商業施設を集積

「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」を実現するため、各生活圏ごとに一定の人口や都市機能が集積し、県民が公共交通機関を利用することで容易にアクセスできる場所に特定小売商業施設の集積を図る。

イ 郊外部への特定小売商業施設の立地を抑制

自動車を利用しないと日々の生活に必要な商品の買い物に支障を来したり、将来にわたって自然環境への負荷や自治体の財政負担を増大させることなどがないよう、郊外部への特定小売商業施設の立地を抑制する。

ウ 特定小売商業施設と地域との共存共栄のまちづくり

小売業は、地域密着型産業としての特性を持つが、中でも特定小売商業施設は、その規模の大きさ故、地域に期待される役割も大きいことや立地によるまちづくりへの影響が大きいことなどから、地域との共存共栄のまちづくりを促進するため、自発的な地域への貢献活動を求める。

なお、特定小売商業施設の設置者等が行う地域貢献活動は、自発的に行うものであるが、県づくりの基本的な考え方や条例の目的、さらには地域住民等が一般的に期待する内容と合致することが望ましいことから、県として期待する項目・内容を例示した「地域貢献活動ガイドライン」を別に定める。

エ 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に向けたまちづくり

東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた小売事業者等の事業の再開・継続を支援する。

さらに、避難解除等区域については、区域見直しやその後の復興に向けた取組と連動しながら、事業の再開・継続、地元や他地域からの新たな創業及び住民の帰還促進のための商業機能の確保を支援する。

オ 身近な場所で最寄品を買えるまちづくり

食料品や日用雑貨品などの日々の生活で必要不可欠な最寄品については、小売商業施設の適正な配置や買い物支援に関する施策等により、身近な場所で無理なく買うことができるまちづくりを推進する。

カ 買い物等を通して暮らしの充実や楽しさが感じられるまちづくり

商店街を含めたまちなかが、個性豊かな店・商品との出会い、多様な世代の人々との交流などを通して、暮らしの充実感や楽しさを実感できる場となるよう、小売商業施設の集積と商業振興等の施策を一体的に推進する。

キ 若い世代が参画するまちづくり

子どもや学生なども含め、若い世代が地域に誇りや愛着を感じ、将来のまちづくりの担い手となるよう、若い世代のアイデアを積極的に取り入れ、活躍できる場をつくるなど、まちづくりへの参画を促進する。

- ク 空き家等の遊休不動産を活用したまちづくり
空き家、空き地等を地域の資源として捉え、それらを有効に活用するとともに、地域全体のマネジメントを行い、地域に賑わいや新たな価値を生み出すまちづくりを推進する。
- ケ 歩いて健康的に暮らせるまちづくり
公共交通機関の利便性向上や歩きやすく、歩きたくなる環境の整備を進め、住民が買い物等を通して歩くことで、健康的に暮らせるまちづくりを推進する。
- コ 都市と農村地域の交流により地域内で経済が循環する広域的なまちづくり
都市と農村地域の交流を促進し、農村地域の産品を活用して都市と農村地域を含む地域全体の経済的な交流を再構築する。

(4) 県と市町村の役割分担

まちづくりは、住民に最も身近な自治体である市町村が住民との協働により推進するものであり、県は市町村のまちづくりを支援する。

特に、人口減少・高齢化社会下における様々な課題に対応するため、複数の市町村における広域的なまちづくりを推進していく必要がある。

ア 市町村の役割

市町村は、周辺の市町村のまちづくりにも配慮しながら、住民等の意見を踏まえ、県の基本方針に基づき、単独又は共同で基本構想を策定し、当該基本構想に基づき、小売商業施設の適正な配置を図るとともに、商業振興に関する施策を計画的に推進するなど、主体的にまちづくりを行う。

また、周辺の市町村との商業振興での連携を図り、特に連携中枢都市圏や定住自立圏を持つ市町村においては、圏域での協力・連携を深めるなど、広域的なまちづくりを推進する。

イ 県の役割

県は、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の推進と調和した小売商業施設の立地を促進するため、基本方針を策定し市町村に示すとともに、条例に基づき広域の見地から特定小売商業施設の適正な配置を図ることなどにより、市町村が行うまちづくりや圏域での広域的なまちづくりを支援する。

3 市町村が定める基本的な構想の指針となるべき事項

(1) 市町村による商業まちづくりの推進に関する戦略的取組の意義

食料品や日用雑貨品などの日々の生活で必要不可欠な商品については、身近な場所で無理なく買うことができるまちづくりを目指し、住民に最も身近な自治体である市町村が、生活者の視点から、基本方針のまちづくりの考え方を踏まえ、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」に向けた戦略を策定すること

が必要である。市町村は、当該戦略に従って、小売事業者や住民等と連携しながら、商業の振興と適正な土地利用に一体的に取り組むことにより、当該まちづくりの推進と調和した小売商業施設の適正な配置を推進するとともに、地域の買い物を支える小売商業施設の維持、買い物支援に関する施策等を実施することが必要である。

(2) 基本構想の基本的な考え方

ア 基本構想の性格

基本構想は、市町村が商業の振興と適正な土地利用に一体的に取り組むための基本的な方針を示すものであり、市町村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた構想等を上位計画として、土地利用関係計画等との整合性を図り、小売商業施設の適正な配置を推進するとともに、地域の買い物を支える小売商業施設の維持、買い物支援に関する施策等を戦略的に実施することを目的として策定するものである。

イ 対象市町村の範囲

基本構想は、共同又は単独で全ての市町村において策定することができる。

ウ 対象区域の範囲

基本構想は、市町村の区域全体を対象とする。

エ 基本構想策定に当たっての留意事項

基本構想は、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の推進と調和した小売商業施設の適正な配置とまちの賑わいの創出や商業振興を推進するための基本的な方針であることから、以下の点に留意する。

- ① 住民等の意見が十分反映されるよう努めること。
- ② 近年、大規模小売商業施設の商圈は市町村の区域を越えて大きな広がりを持つ傾向があること、人口減少を背景とした生活利便性の低下、地域経済の縮小等に対応するため、複数の市町村で構成する圏域での広域的なまちづくりが求められていることから、小売商業機能の確保について複数の市町村が共同で基本構想を策定するなど、広域的な合意形成や連携に努めることが望ましいこと。

なお、市町村が単独で策定する場合も含め、特定小売商業施設を誘導する地区の設定に当たっては、周辺市町村から公共交通機関等を利用して容易にアクセスできる地区とすること。

- ③ 小売商業施設の集積地区において展開される商業振興を始めとする各種施策に関しては、当該地区が住民の生活と交流の場であることを踏まえつつ、社会的、経済的及び文化的な活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを基本として策定することが望ましいこと。
- ④ 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「中心市街地活性化法」という。）第 9 条第 1 項に規定する基本計画（以下「中

心市街地活性化基本計画」という。)や都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する立地適正化計画、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画を策定する市町村においては、基本構想と関連性が強いことを踏まえ、これらの計画との整合性を図ること。

また、中心市街地活性化基本計画や立地適正化計画については、基本構想と一体的に策定することも含めて、特に連携を図ることが望ましいこと。

- ⑤ 中山間地域など、買い物をはじめとした生活サービス施設が点在している市町村においては、地域の買物を支える小売商業施設の確保や買い物困難者支援をはじめ、商業、医療・福祉、交流、生活交通など、生活サービス機能が集約された拠点の形成、住民の移動手段の確保などの観点も踏まえることが望ましいこと。

(3) 基本構想の記載事項

ア 商業まちづくりの推進に関する基本的な方針

人口、交通網、既存の商業集積、経済規模等の現状や将来の見通しを踏まえ、商業まちづくりの推進に当たっての基本的な方針を明記すること。

イ 小売商業施設の誘導及び抑制を図る地区に関する事項

① 小売商業施設の誘導を図る地区

商業集積の中心となるべき中心核(中心市街地活性化基本計画において定められている中心市街地(以下「認定中心市街地」という。))又は立地適正化計画において定められている都市機能誘導区域がある場合は、その全部又は一部を設定すること。中心核は、原則的に一市町村に一区域とすることが望ましいが、市町村合併などにより、社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点地区が複数存在する場合などは、地域の実情に応じて中心核を複数設定することができる。

また、商業集積の中心核とは別に、各地域の核(複数も可。)となるべき地区を設定することができる。

なお、特定小売商業施設の誘導を図る地区については、商業集積の中心核とすること。

② 小売商業施設の抑制を図る地区

上記の誘導を図る地区以外の立地を抑制する地区を明記すること。

- ※ 小売商業施設の誘導及び抑制を図る地区については、商業まちづくりの推進における基本的な考え方である「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」や「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」に調和した小売商業施設の適正な配置を図る観点から、基本方針の考え方を踏まえ設定すること。

ウ 商業まちづくりの推進のための施策に関する事項

- ① 商業の集積を図るための商業基盤施設の整備、賑わいの創出のための公共公益施設の誘導、まちなか居住の推進等の商業振興に関する施策を明記すること。

また、食料品や日用雑貨品などの最寄品を身近な場所を買うことができない、「買い物困難地域」における買い物支援に関する施策を明記すること。

- ② 誘導を図る地区以外の地区への小売商業施設の立地を抑制するため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）に規定する土地利用における対応方針を明記すること。

エ その他商業まちづくりの推進に関し必要な事項

基本構想の定期的な見直しや基本構想に基づき行われた施策の効果検証等に関する事項を明記すること。

4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項

(1) 特定小売商業施設の立地調整の基本的考え方

特定小売商業施設の誘導及び抑制する地域については、2-(1)「まちづくりの基本的な考え方」、(2)「商業まちづくりの考え方」及び(3)「商業まちづくりを実現するための基本的な方向」を踏まえ、以下の観点から総合的に判断する。

ア 7つの生活圏に基づく考え方

本県は、多極分散型の県土構造という特徴を大切にし、それぞれの生活圏の特性を生かした県づくりを推進しており、特定小売商業施設の適正な配置においても、当面は7つの生活圏の考え方を基本として、各生活圏における人口や市街地の規模等を踏まえて検討する。

イ 生活圏内における誘導地域の考え方

- ① 計画的な商業の集積が見込まれること

県の都市計画区域マスタープランにおいて商業系土地利用の配置方針が明記されているなど、計画的な商業の集積が見込まれる市町村に誘導する。

- ② 商業の集積地としてゾーニングされていること

都市計画により商業の集積地としてゾーニングがなされている市町村に誘導する。

- ③ 人口の規模及び集積があること

「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の実現のため、一定以上の人口規模や人口集積のある地域を有する市町村に誘導する。

- ④ 都市機能の集積があること

人口減少や高齢化が急速に進行する中で持続可能な自治体運営を実現す

るためには、既存の社会資本の活用が重要であることから、一定以上の都市機能が集積している市町村に誘導する。

⑤ 周辺市町村からの公共交通機関によるアクセスが良好であること

公共交通機関を利用することで、自動車を利用しない人でも不便なく買い物ができる公共交通機関の結節点がある市町村に誘導する。

ウ 抑制地域の考え方

まちの郊外への拡散の進行や環境への負荷が増大すると考えられる地域への立地は抑制する。

(2) 特定小売商業施設の誘導に関すること

商業まちづくりを推進するため、特定小売商業施設の立地について、次のアの市町村に立地を誘導するものとし、誘導する市町村内においては、イの優先順位に基づき立地を促進する。

ア 特定小売商業施設の立地を誘導する市町村

7つの生活圏ごとに、人口や都市機能が集積されており、商業の集積を図る必要がある以下の要件を全て満たす市町村への立地を促進する。

また、生活圏内において、特定小売商業施設のうち特に規模の大きなものが立地する場合には、特に人口が多く、高度な都市機能や商業集積のある生活圏の中心市町村に立地することが適当である。

なお、誘導する市町村の要件の適否を判断するに当たっては、市町村単位で判断するが、複数の市町村で構成する圏域（連携中枢都市圏、定住自立圏など）において、構成する市町村と特定小売商業施設の立地に関する調整が図られている場合は、圏域単位で判断することも可能とする。

《要件》

① まちづくりにおける商業の集積に関する方針が定まっている市町村

A) 商業の集積のための方針が定まっている市町村

a 県の都市計画区域マスタープランにおいて、商業系土地利用の配置方針が明記されていること。

b 中心市街地活性化基本計画の認定を受けていること、基本方針との整合性が確保された基本構想を定めていること、又は立地適正化計画を策定していること。

B) 商業施設の立地を主とした地域を有する市町村

都市計画法に規定する用途地域のうち商業地域又は近隣商業地域があること。

② 人口や都市機能が集積されている市町村

一定以上の人口集積のある地域を有する市町村

国勢調査の人口集中地区（D I D）があること。

ただし、生活圏内に人口集中地区（D I D）がない場合は、当該生活

圏内において人口が最も多い市町村であること。

③ 人が集まる条件が整っている市町村

周辺の市町村から公共交通機関によるアクセスが良好である地域を有する市町村

周辺の市町村からのアクセスが良好な鉄道や乗合バスの結節点があること。複数の路線が乗り入れる鉄道駅がある場合は、それを結節点とし、単一の路線が乗り入れる鉄道駅においては、乗合バスが当該駅周辺の停留所に概ね1日30回以上乗り入れる場合に、結節点とする。

なお、乗合バスとは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく許可を受け、同法施行規則第3条の3に規定する路線定期運行を行うものをいう。

イ 特定小売商業施設の立地を誘導する地域

特定小売商業施設の適正な配置を推進する観点から、上記アに該当する市町村において、以下の優先順位に基づき立地を促進する。

《優先順位》

- ① 認定中心市街地内の商業地域、基本方針に基づく基本構想において特定小売商業施設を誘導する地域の商業地域又は立地適正化計画において特定小売商業施設の立地を想定する都市機能誘導区域内の商業地域
- ② 認定中心市街地内の近隣商業地域、基本方針に基づく基本構想において特定小売商業施設を誘導する地域内の近隣商業地域又は立地適正化計画において特定小売商業施設の立地を想定する都市機能誘導区域内の近隣商業地域
- ③ 認定中心市街地内の準工業地域、基本方針に基づく基本構想において特定小売商業施設を誘導する地域の準工業地域又は立地適正化計画において特定小売商業施設の立地を想定する都市機能誘導区域内の準工業地域

なお、いわき地域においては、国勢調査で用いる地域（13地域）を単位として、上記アで定める「要件」を全て満たす地域を「特定小売商業施設の立地を誘導する市町村」とし、「要件」のうち、①-A)-bについては、いわき市都市計画マスタープランの「地区まちづくり計画」を策定していることを含める。

また、「地区まちづくり計画」の計画対象区域における誘導する地域については、区域内の商業地域を第1優先とし、商業地域に隣接した近隣商業地域を第2優先、準工業地域を第3優先とする。

(3) 特定小売商業施設の抑制に関すること

特定小売商業施設の立地については、商業まちづくりを推進するため、(2)ア「特定小売商業施設の立地を誘導する市町村」のイ「特定小売商業施設の立地を誘導する地域」以外への立地は抑制する。

特に、以下の地域への特定小売商業施設の立地については、商業まちづくりの推進に適当でないことから、厳に抑制する。

- ① 市街化を抑制する地域
都市計画法に規定する市街化調整区域
- ② 市街化の見通しが明確でない地域
都市計画法に規定する区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域で用途地域の指定のない区域並びに都市計画区域以外の地域
- ③ 集団性の高い優良な農地
農振法に規定する農用地区域並びに農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の転用許可基準で規定する甲種農地及び第 1 種農地
- ④ 景観の優れた地域
景観法（平成 16 年法律第 110 号）に規定する福島県景観計画における景観形成重点地域（福島県景観条例（平成 10 年福島県条例第 13 号）に規定する特定事業者景観形成協定を締結する場合を除く。）
- ⑤ 自然環境を保全すべき地域
自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に規定する自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）
福島県自然環境保全条例（昭和 47 年福島県条例第 55 号）に規定する自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
福島県野生動植物の保護に関する条例（平成 16 年福島県条例第 23 号）に規定する特定希少野生動植物の生息地等保護区
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に規定する鳥獣保護区の区域内における特別保護地区
- ⑥ 良好な水環境を保全することが特に必要な地域
福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成 14 年福島県条例第 23 号）に規定する水環境保全区域
- ⑦ その他商業まちづくりの推進に影響を及ぼす地域

5 その他商業まちづくりの推進に関する基本的な事項

(1) 商業まちづくりの推進に関する県の施策

ア 市町村への支援

- ① 市町村が基本方針に基づく基本構想の策定や土地利用関係計画の策定等を行おうとする場合は、助言その他必要な支援を行う。

② 基本構想を策定した市町村において、基本構想に基づく商業まちづくりの推進のための事業の実施を促進するため必要な支援を行う。

イ 地域貢献活動の促進

特定小売商業施設地域との共存共栄のまちづくりを推進するため、特定小売商業施設の設置者等の自発的な地域貢献活動の促進を図るとともに、その活動計画及び実施状況の公表等により、特定小売商業施設の地域貢献活動への参画はもとより地域及び住民の地域貢献活動への理解と参画も促進する。

ウ 商業まちづくりの普及・啓発活動

商業まちづくりの推進のために必要な普及・啓発活動を実施する。

エ 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興

東日本大震災及び原子力災害による被害を受けた小売事業者等の事業再開・継続を支援する。

さらに、避難解除等区域については、区域見直しやその後の復興に向けた取組と連動しながら、事業の再開・継続及び住民の帰還促進のための商業機能の確保、帰還した住民、特に自動車の運転ができない方などにとって、買い物などの日常生活の移動手手段となる広域公共交通ネットワークの形成等を支援する。

(2) その他商業まちづくりの推進において留意すべき事項

基本方針に基づき商業まちづくりを推進する際には、次の事項について留意する。

ア 土地利用等関係機関との連携

土地利用等関係計画との整合性を確保するため、これらを所管する行政機関と緊密な連携を図る。

イ 総合的なまちづくり政策の展開

「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の実現のため、県民、企業、地方公共団体等のまちづくりに関係するあらゆる主体がこの理念を共有し総合的なまちづくり政策を展開していく必要がある。

ウ 他の政策分野等との連携

商業まちづくりの推進に当たっては、人口減少を踏まえた効率性や採算性の確保の観点から、「商業」の視点だけでなく、福祉分野、公共交通分野など、他の政策分野等の視点も取り入れ、相互に連携しながら施策を実施することが有効である。

エ 基本方針の見直し

基本方針は、概ね5年ごとに見直しを行うこととするが、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興の状況、本県における社会・経済を取り巻く状況の変化並びに土地利用等関係法令の改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

平成18年 6月30日 策定
平成25年12月25日 改定
令和 元年 7月19日 改定
(令和 元年 9月 1日 施行)

地域貢献活動ガイドライン

第1章 地域貢献活動に関する基本的な事項

1 地域貢献活動の目的

近年、グローバル化の進展、地球温暖化などによって企業を取り巻く環境は大きく変化してきており、企業によるコンプライアンス（法令遵守）の徹底やコーポレートガバナンス（企業統治）の向上、環境への積極的な配慮、一層の情報開示など、企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）を重視した経営が求められています。

これは、短期的な利潤追求に偏重した経営ではなく、社会を構成する一員として、中長期的な視野に立った豊かな地域社会の構築に向けた取組みを行うことが、人々から存続を望まれる企業となるために必要であるだけでなく、それにより結果として企業としての自らの価値を高め、持続的な発展を遂げることにつながるからです。

CSR は、すべての企業が自らの判断のもとで対応すべきものですが、中でも小売業は、「人々の暮らしを支えながらそれぞれの時代の文化を育むなど、県民生活と深く関わるとともに、まちの魅力の形成にも寄与してきた」と「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」（以下「条例」という。）の前文でも述べているように、地域密着型の産業として消費者である地域住民との直接の接点を有するという特性を有しています。

特に、条例が対象とする、特定小売商業施設（条例第2条第7項、福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第4条及び第5条で規定する施設）については、その規模の大きさ故、地域に期待される役割も大きいことや立地によるまちづくりへの影響が大きいことなどから、地域との共存共栄のまちづくりを促進していく必要があります。

以上のことから、県では、条例で小売事業者等の責務について規定するとともに、特定小売商業施設に対して、地域に根付き、地域に必要な店舗となってもらうためにも、地域の声を聴きながら自発的に行うまちづくりの推進に寄与する活動に参画していただくことはもとより、地域及び住民の地域貢献活動への理解と参画も促進することを目的として、活動計画や実施状況の報告を求め、その内容を公表することを規定しました。

なお、特定小売商業施設以外の小売商業施設についても、条例や本ガイドラインの趣旨等を踏まえ、**第2章 地域貢献活動の例**のほか、県が作成している「特定小売商業施設の地域貢献活動事例集」なども参考にしながら、地域貢献活動に積極的に取り組んでいただくことを期待しております。

【参考】

- ▶ 特定小売商業施設の地域貢献活動事例集（福島県商業まちづくり課）
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/302166.pdf>

2 商業まちづくりとの関係

地域貢献活動は、特定小売商業施設の設置者等^(注)が、店舗ごとに地域貢献活動の窓口を設置するなどして地域住民等の声を聴きながら独自に判断し実施するものです。

ただし、「商業まちづくり基本方針」に掲げる「まちづくりの基本的な考え方」に基づくまちづくりを進めるためには、特定小売商業施設を適正に配置することだけでは実現が難しく、地域に根ざした店舗運営が求められることや、今後の社会・経済を取り巻く状況を考慮すれば企業の社会的責任を踏まえた企業行動はもはや必然的なものであることから、その設置者等に対して、地域貢献活動の実施を期待し、条例に基づく活動計画と実施状況の報告を求めています。

条例に基づく報告は、特定小売商業施設をはじめとする大型店が地域に根ざした店舗運営に取り組まれたことを地域の住民にPRする機会でもあります。

なお、特定小売商業施設をはじめとする大型店の出店は、まちづくりに大きな影響を与えるものであると同時に、その閉店・撤退も、まちづくりに大きな影響を与えられれます。

このため、万一閉店・撤退が決定した際は、撤退によるまちづくりへの影響を緩和するため、閉店・撤退の時期等について、地域住民、県、市町村、取引先等にできるだけ早く情報提供することが重要となります。

加えて、買い物の利便性低下、失業者の発生、空き店舗・空き地の増加等を抑制するためにも、撤退時はできるだけ後継店を確保していただくことが望ましいと考えています。

(注) 特定小売商業施設の設置者等
地域貢献活動の計画書の提出や実施状況の報告を求められるのは、特定小売商業施設を新設する者だけではなく、既存の特定小売商業施設の設置者も含まれます。
また、これらの届出を行う主体については、一義的には設置者が敷地内の店舗やテナントの活動計画を取りまとめて計画書を提出するのが基本となりますが、関係者の話し合いの上、核となる店舗の事業者が代表して提出することや、テナント組合が代表して提出することなどを妨げるものではありません。

3 地域貢献活動の例を示す理由

地域貢献活動は、前述のとおり特定小売商業施設の設置者等が自発的に行うものですが、「県づくりの基本的な考え方」や条例の目的、さらには地域住民等が一般的に期待する内容と合致することが望ましいものです。

したがって、県が特定小売商業施設の設置者等に期待する内容をあらかじめ示しておくことが有用であることから、県として期待する項目・内容を例示（8ページ以降参照）します。

なお、本ガイドラインに記載がない項目でも、新設届出者等が住民説明会等での意見や地域貢献活動の窓口に寄せられた意見を踏まえ、立地地域のためになると判断した活動を、地域貢献活動計画や実施状況の報告に記載し、それを県が公表するといった一連の仕組みに入れることを妨げるものではありません。

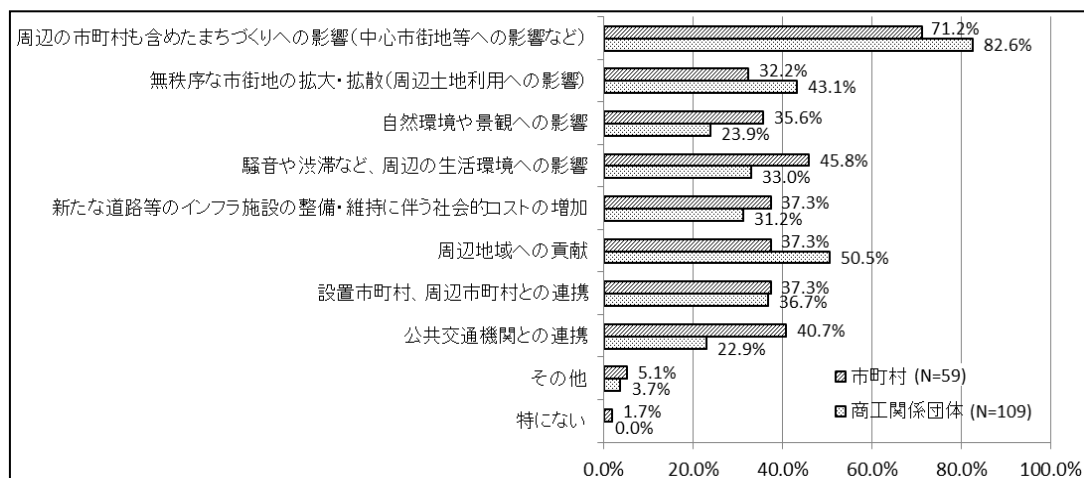
《参考》

平成30年度、県が市町村、商工関係団体を対象に実施した「商業まちづくりに関するアンケート」では、「新たな大型店の設置に当たり、考えなくてはならないこと」、「大型店に期待する地域貢献活動」について、以下のような回答結果が得られています。

【新たな大型店の設置に当たり、考えなくてはならないこと（複数選択可）】

○市町村、商工関係団体ともに、「周辺の市町村も含めたまちづくりへの影響（中心市街地等への影響など）」が最多で、それぞれ71.2%、82.6%となっている。次いで、市町村は、「騒音や渋滞など、周辺の生活環境への影響」が45.8%、商工関係団体は、「周辺地域への貢献」が50.5%と高くなっている。

図表1 新たな大型店の設置に当たり、考えなくてはならないこと（市町村・商工関係団体）
（回答数：市町村 59、商工関係団体 109）

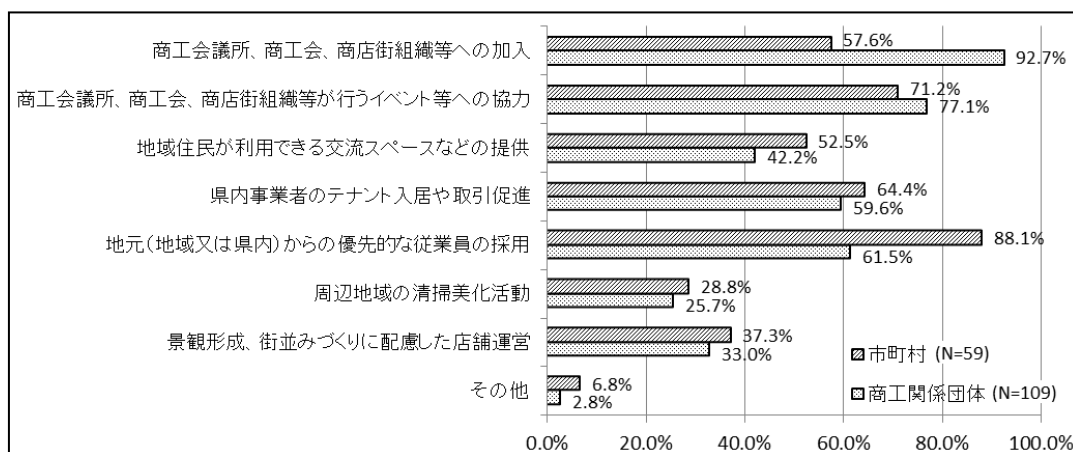


【大型店に期待する地域貢献活動（複数選択可）】

○市町村は、「地元（地域又は県内）からの優先的な従業員の採用」が88.1%と最多で、次いで「商工会議所、商工会、商店街組織等が行うイベント等への協力」が71.2%と多くなっている。

○商工関係団体は、「商工会議所、商工会、商店街組織等への加入」が92.7%と最多で、次いで「商工会議所、商工会、商店街組織等が行うイベント等への協力」が77.1%と多くなっている。

図表2 大型店に期待する地域貢献活動（市町村・商工関係団体）
（回答数：市町村 59、商工関係団体 109）



《参考》

【まちづくりの基本的な考え方】

① 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり

各種の都市機能を中心市街地に集積し、公共交通等によって誰もが容易にアクセスできるなど、高齢者や障がい者をはじめとする全ての人にとって暮らしやすいまちづくりの実現や持続可能な自治体運営の実現などを図ること。

② 環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり

モータリゼーションの進展等に伴う都市機能の郊外への拡散を抑制することで、自然環境や田園といった美しい福島の自然等を保全するとともに、無秩序な開発による社会資本の整備や管理のコストの増加を防ぐこと。

③ 7つの生活圏に基づくまちづくり

本県の「多極分散型の県土構造」という特徴を大切に、県土全体を地理的な条件や歴史的・文化的関連の強い7つの生活圏に分けて、それぞれの特性を生かしたまちづくりを推進していくこと。

また、7つの生活圏を基本としながらも、生活圏相互の重層的な関わりに着目し、生活圏を越えた機能の補完・連携の視点を持って、県民の生活実態に対応したまちづくりを推進していくこと。

なお、原子力災害の避難地域においては、避難指示が解除され、住民の帰還が進んでいる地域と避難指示解除及び住民帰還に向けた準備が進められている地域があることや、大津波によりまちが壊滅的な被害を受けた地域があることなどから、住民の帰還状況や将来の人口予測などの中長期的な視点を踏まえながら、状況の変化に柔軟に対応したまちづくりを推進していく必要があること。

④ 多様な主体による連携・協働のまちづくり

今後の社会・経済を取り巻く状況を勘案し、県民をはじめNPOや小売商業者といった「民」が互いに協力し合い、また、「官」と共に連携・協働し合い、固有の地域資源を活用しながら、まちづくりを考え、実行していくこと。

⑤ 県と市町村の役割分担を踏まえたまちづくり

まちづくりは、住民に最も身近な自治体である市町村が、住民等の意見を踏まえビジョンを明確にして、それをもとに多様な主体と連携・協働しながら推進することが重要であり、県は、市町村との役割分担を踏まえ、市町村のまちづくりを支援していくこと。

【参考】

▶ 福島県商業まちづくり基本方針（福島県商業まちづくり課）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/49591.pdf>

4 地域貢献活動計画等の報告の流れ（フロー図）

以下に掲げる場合に応じた手順に従い、規則に定める様式に記載の上、報告書の提出をお願いします。

① 特定小売商業施設を新設（新築）する場合

○ 特定小売商業施設を新設する者（以下「新設届出者」という。）は、新設届出書に「地域貢献活動の基本的方向」を記載した書面を添付。
（条例第9条第2項第5号）



○ 新設届出者は、立地市町村内（必要があると認めるときは、隣接市町村又は周辺市町村内でも）で「地域貢献活動の基本的方向」を含めた届出内容に関する説明会を開催。（条例第12条第1項、第2項）



○ 新設届出者は、説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を知事に報告。
（条例第12条第5項）



○ 「地域貢献活動の基本的方向」の内容について、関係市町村やその住民等が意見を述べる。
（条例第13条第1項、第2項）



○ 県は、関係市町村やその住民等の意見を公告・縦覧し、「地域貢献活動の基本的方向」に関する意見については速やかに新設届出者に通知する。
（条例第13条第4項、第19条第1項）



○ 新設届出者等は、関係市町村やその住民等からの意見を配慮した上で、新設の日までに、地域貢献活動計画を県に提出。
（条例第18条第1項第1号、第19条第2項、規則第9条第4項）



○ 県は、速やかに、地域貢献活動計画の内容を公表。
（条例第18条第2項）

② 市街地再開発事業により特定小売商業施設を新設（新築）する場合

市街地再開発事業に係る新設店の場合、条例第 9 条第 1 項に基づく新設の届出は不要ですが、以下のとおり、地域貢献活動計画を提出してください。

- 新設をする者は、新設の日までに、地域貢献活動計画を県に提出。
(条例第 18 条第 1 項第 2 号、規則第 9 条第 4 項)



- 県は、速やかに、地域貢献活動計画の内容を公表。
(条例第 18 条第 2 項)

③ 増改築等により特定小売商業施設になる場合

増改築等により、特定小売商業施設（施設全体の店舗面積が基準店舗面積以上）になる場合は以下のとおり、地域貢献活動計画を提出してください。

ただし、増改築等により増加する店舗面積が基準店舗面積以上の場合は①に該当することになります。

- 特定小売商業施設とする日までに、地域貢献活動計画を県に提出。
(条例第 18 条第 1 項第 3 号、規則第 9 条第 4 項)



- 県は、速やかに、地域貢献活動計画の内容を公表。
(条例第 18 条第 2 項)

④ 計画及び実施状況の報告（①～③が該当）

- 毎営業年度、前営業年度分の地域貢献活動の実施状況及び当該営業年度分の地域貢献活動計画を作成し、県に提出。
(条例第 21 条第 1 項、規則第 9 条第 4 項)



- 県は、速やかに、その内容を公表。
(条例第 21 条第 2 項)

第2章 地域貢献活動の例

1～16までの内容は、地域貢献活動に取り組む際の参考としてください。

なお、これらの内容に限らず、店舗ごとに積極的に地域住民等と意見交換する場を設けるなど、地域の声を反映させながら取り組むことがより望ましいと考えています。

1 交通安全の確保

(1) 店舗周辺への交通整理員の配置

買い物客や児童生徒を含む通行者の安全を確保するため、時間帯や混雑状況などの諸条件を踏まえ、必要に応じて店舗周辺に交通整理員を配置する。

(2) 危険箇所への看板等の設置

駐車場の出入口等が通学路に面している場合などは、児童生徒の通学に危険が及ぶ可能性のある箇所に注意を促す看板等を設置する。

(3) 交通安全運動等への参加・協力

地域で行われる各種交通安全運動等に参加・協力する。

2 公共交通機関の利用促進

(1) 公共交通機関の案内

サービスカウンターや専用の案内コーナーで公共交通機関の時刻表や路線図の掲示・配布、乗車券の販売などを行う。

(2) 公共交通機関の利用者に対する割引等

公共交通機関の利用者に対し、商業施設内や公共交通機関で利用できる割引等の優遇措置を設ける。

(3) 公共交通機関の乗降所の確保

店舗周辺に公共交通機関の乗降所がない場合などは、敷地内にバスやタクシーの乗降所を確保する。

(4) パークアンドライドへの協力

敷地内又は店舗周辺の公共交通機関の乗降所を利用してパークアンドライド事業に協力する。

3 県民の健康づくりの促進

(1) 健康づくり関連のイベントの開催等

来店客や地域住民を対象とした「健康運動教室」の開催、「ヘルシーレシピ」の提案やリーフレット等の配布などにより、県民の健康づくりを促進する。

(2) 健康づくりに寄与する施設づくり

受動喫煙防止のための施設内禁煙の推進、広い館内を活かしたウォーキングコースの設置、公共交通機関での来店を促進するためのバス乗降所等の設置と優遇措置の実施など、健康づくりを意識した施設づくりに努める。

(3) 従業員等への健康意識の啓発等

従業員等に対する徒歩、自転車等による通勤や禁煙の奨励、職場の健康づくり研修会の開催、心と体のヘルスチェックの実施等を通して、従業員の健康意識の醸成や健康に働くことができる職場環境の整備を行う。

【参考】

- ▶ ふくしま健康経営優良事業所の認定・表彰（福島県健康増進課）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a/kenko-hyosho.html>

- ▶ うつくしま健康応援店（福島県健康増進課）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a/kenkozoushin-syokuiku1.html#“うつくしま健康応援店”とは？>

4 地域づくりへの参加・協力

(1) 各種行事等への参加・協力

様々な主体（行政、商工会・商工会議所、NPO、ボランティア団体、地域住民など）によって行われる祭りや伝統行事、レクリエーション、スポーツ大会、文化活動、ボランティア活動などの取組に対し、開催スペース、人材、協賛金の提供や広報などの協力を行う。

(2) 交流スペースの提供等

地域コミュニティ活動を促進するため、地域住民が気軽に立ち寄り、交流を深めることができるスペースを提供するほか、大型店自らも積極的に交流イベント等を開催する。

(3) 過疎・中山間地域の産品等振興

過疎・中山間地域等の特産品販売コーナーを設置したり、大型店のネットワークを活用して販路拡大に協力するなど、大型店が数多く立地する市街地のみならず、周辺農村部や過疎・中山間地域の地域づくりにも協力する。

(4) 商工会等への加入

テナント事業者等も含め、商工会、商工会議所、商店街振興組合等へ加入する。

(5) 献血への協力

地域で行われる献血において、献血実施の広報のほか、献血実施場所の提供や献血協力者の確保に協力する。

5 地域産業の活性化

(1) 県内事業者のテナント入居

県内の事業者のテナント入居を促進する。

(2) 県内事業者との取引の推進

地域経済の循環を一層促進する観点から、県内事業者との取引を推進するとともに、テナント企業と県内事業者との取引を促進する。

(3) 創業支援

地域で事業を始めたい方のために、店舗内にチャレンジショップのスペースを提供する。

6 地産地消の推進

(1) 県産品の販売促進

県産農林水産物や県内で加工・製品化された商品をイベントや常設コーナーで積極的に販売・PRするとともに、店内の飲食店においても県産品を積極的に使用する。

(2) 県産材の積極的な活用

店舗建築に当たっては、内外装や商品ディスプレイ等の資材として、県内で生産された木材などの資材を利用し、地域の伝統技術等を活用するとともに、地元建設事業者への発注に努める。

【参考】

- ▶ 福島県における地産地消の取組について（福島県地域振興課）
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/tiikishinkou-torikumi.html>
- ▶ 「がんばろう ふくしま！」応援店（福島県農産物流通課）
<http://www.ganbarou-fukushima.jp/>

7 地域雇用の確保

(1) 地元雇用

従業員の採用に当たっては、地域又は県内からの雇用を優先する。

(2) 安定的雇用

従業員の採用に当たっては、可能な限り正社員として採用する。また、パートタイマー等生活との両立がとれる雇用形態も取りつつ、希望や能力に応じて正社員採用の機会を設ける。

(3) 障がい者雇用

障がい者の雇用の促進等に関する法律を遵守した上で、それを上回る障がい者の雇用に努める。

(4) 離職者や高齢者、ひとり親家庭の母又は父の雇用

離職者や高齢者、ひとり親家庭の母又は父の雇用に努める。

(5) 結婚や出産・育児により退職した者の再雇用

結婚や出産・育児を機に退職した者の再雇用に努める。

8 子育て支援

(1) 子育て世帯の応援のためのサービス提供

行政が行う子育て応援事業の協賛店となるなど、テナント事業者にも協力を呼びかけながら、割引をはじめとする各種サービスを提供する。

(2) 赤ちゃんスペースや幼児の遊び場等の整備

乳幼児連れの方が安心して来店できるよう、おむつ交換スペース、授乳室、休憩用ベンチや幼児の遊び場などの設備を整備するとともに、それらの設備を看板等で案内する。

(3) 従業員の仕事と家庭の両立

事業所内託児所等の設置、短時間勤務制度の導入や男性社員を含めた育児・介護休業取得等を促進するなど、仕事と家庭を両立しやすい環境を整備する。

(4) 事業所内託児所の一般開放

事業所内託児所を有している場合には、これを地域の住民にも開放する。

(5) 出産・育児、思春期の悩み等に対応する相談所等の設置

事業所内に、助産師や保健師が地域住民等の出産・育児、思春期の悩み等に対応する相談所等を設置する。

【参考】

- ▶ ファミたんカード（福島県こども・青少年政策課）
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/famitan.html>
- ▶ 福島県子育て支援ポータルサイト「すくすくひろば」（福島県子育て支援課）
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/sukusukuhiroba/>
- ▶ 赤ちゃんおでかけ応援事業（福島県子育て支援課）
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035b/akachan-odekake.html>
- ▶ 福島県次世代育成支援企業認証制度（福島県雇用労政課）
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/jisedaiseido.html>

9 ユニバーサルデザインへの配慮

（1）ユニバーサルデザインに配慮した店舗の構造・設備の整備

高齢者や障がい者、乳幼児を連れた方など、すべての人にとって使いやすい店舗の構造（段差の解消、スロープの設置、車いすやベビーカーが移動できる通路幅の確保等）や設備（みんなのトイレ^{（注）}、授乳室、赤ちゃん休憩室等）を整備する。

（注）みんなのトイレ：だれもが利用できるよう、様々な設備などに配慮したトイレ

（2）高齢者や障がい者等のための優先駐車スペースの確保

歩行が一定程度困難と認められる方が優先的に駐車できる駐車スペースを確保する。

（3）車を運転しない方のための交通手段の確保

公共交通機関の状況により来店が難しい場合は、車を運転しない方の来店に配慮し、独自に交通手段を確保する。

（4）商品の配送サービス等の提供

新生児又は幼児を抱える親や高齢者等、商品の持ち帰りが困難な方でも買い物しやすいよう、商品の配送サービス等を提供する。

【参考】

- ▶ ふくしまユニバーサルデザイン（福島県男女共生課）
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005c/ud-top.html>
- ▶ 人にやさしいまちづくり（条例）（福島県障がい福祉課）
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/hitoniyasasshiimatidukuri.html>
- ▶ おもいやり駐車場利用制度（福島県障がい福祉課）
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/omoiyarityuushajou-seido.html>

10 「買い物困難地域」や「買い物困難者」に対する買い物支援

（1）宅配サービスの提供

食料品や日用雑貨品などの最寄品を身近な場所で買うことができない方を対象とした宅配サービスを提供する。

(2) 移動販売の実施

食料品や日用雑貨品などの最寄品を身近な場所で買うことができない方を対象とした移動販売を実施する。

(3) 買い物バスの運行

食料品や日用雑貨品などの最寄品を身近な場所で買うことができない方が利用できる買い物バスを運行する。

【参考】

▶ 買物弱者対策支援について（経済産業省）

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/kaimonopakusyashien.html>

11 災害等発生時及び地域防災への協力

(1) 災害等発生時における避難場所等の提供

避難場所や救護班の設置場所、災害等対策に必要な資機材の一時集積場所として、建物や駐車場等を提供する。

(2) 災害等発生時における物資の供給

地方公共団体等から食料・生活物資の供給依頼があった場合に対応する。特に、公的医療機関からの医薬品等の提供依頼については、できる限り協力する。

(3) 災害等発生時における地域との連携

地域住民の共助による救助活動や応急復旧活動へ従業員等が参加するなど、防災において地域住民と連携した取組に参加する。

(4) 災害等発生時におけるボランティア休暇制度の充実

災害ボランティアとして従業員が積極的に参加できるよう、ボランティア休暇を取得しやすい環境を整備する。

(5) 災害等発生時における業務継続

業務継続計画を策定するなど平素からの防災対策の強化を図り、災害等発生時に営業を継続することで、安定した物資の供給と雇用を確保する。

(6) 消防団活動への参加・協力

従業員に対して消防団への入団を勧奨するとともに、出動時の休暇制度など消防団活動に参加しやすい環境を整備する。

(7) 防災訓練等への参加・協力等

災害等発生時に取るべき行動等について、従業員に対する教育・訓練を日頃から行うとともに、地域の防災訓練等へ積極的に参加・協力する。

(8) 災害発生時における対策拠点としての協力

地方公共団体、警察、消防等からの求めに応じて、店内のスペースや駐車場等を災害発生時における対策拠点として提供する。

12 防犯・青少年非行防止対策の推進

(1) 死角となる場所の巡回警備

犯罪又は青少年非行の発生場所となりやすい駐車場、荷さばき施設、建物の死角など、人通りの少ない場所については、警備員や従業員等による定期巡回警備等を実施する。

(2) 駐車場における車両の安全確保

駐車場への外部からの侵入を防ぐため、見通しのよいフェンスで囲うとともに、防犯カメラや照明設備を適正数設置する。

(3) 深夜営業時や営業時間外の警備強化

防犯や青少年非行防止の観点から、深夜営業時や営業時間外の警備を強化する。

(4) 緊急通報体制等の確立

地域の防犯強化のため、店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領及び避難誘導措置など緊急通報体制等を確立するとともに、従業員の防犯教育を強化する。

(5) 犯罪予防や青少年非行防止に関する普及・啓発

警察、防犯ボランティア等と連携を図り、万引きをさせないような店づくりに努めるとともに、犯罪予防及び青少年の非行防止に関する写真、ポスター、ミニ広報誌等を掲示する。

13 環境への配慮

(1) 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入

LED 照明や高効率空調等の省エネ設備、低公害車の導入や従業員のエコドライブの取組など省エネルギーを推進するとともに、太陽光発電、小型風力発電等の再生可能エネルギーの導入を推進する。

(2) 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出量削減目標を定めて、省資源・省エネルギー活動に取り組み、環境への負荷の低減を図る。

(3) ごみの減量化やリサイクルの推進

ペットボトル、紙パック、アルミ缶、スチール缶等のリサイクルボックスを設置し資源ごみの回収を行う。また、包装の簡略化等により廃棄物を少量化するとともに、店舗から排出されるごみの分別を徹底し、ごみの減量化やリサイクルを推進する。

(4) 排水の適正な処理

周辺河川等への汚濁負荷を増大させないよう、施設からの排水の適正な処理に努める。

(5) 環境に配慮した商品の取扱い

環境に配慮した商品を優先して取り扱うとともに、それらの商品の環境配慮の内容について積極的にPRする。

(6) 買い物客による取組の促進

マイバッグ持参の促進などによりレジ袋の削減に取り組む。

(7) 環境マネジメントシステムの導入

ISO14001 やエコアクション2.1などの環境マネジメントシステムを導入する。

(8) 清掃美化活動

店舗周辺地域の清掃美化活動に積極的に取り組む。

(9) 水資源の有効活用

健全な水循環を確保するため、節水や雨水の再利用、雨水浸透などの対策を講じる。

(注) 健全な水循環：流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下とともに確保され、人間及び生物が水の恩恵を持続的に享受できる状態。

(10) 都市緑化の推進

敷地や店舗周辺の緑化を推進する。

【参考】

- ▶ 福島県地球温暖化対策推進計画（福島県環境共生課）
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/ondankataisakuplan02-2.html>
- ▶ 福島県循環型社会形成推進計画（福島県環境共生課）
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/junkan-plan2303.html>
- ▶ 福島県廃棄物処理計画（平成26年度策定）の公表について（福島県産業廃棄物課）
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku042.html>
- ▶ 福島県議定書事業（福島県環境共生課）
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/giteisyo.html>
- ▶ 水資源の有効利用（国土交通省水管理・国土保全局）
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000053.html
- ▶ 節水をこころがけましょう（福島県土地・水調整課）
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015c/mizutaiki-mizu-sessuil.html>

14 景観・街並みへの配慮

(1) 景観形成、街並みづくりに配慮した店舗運営

店舗周辺地域の景観形成や街並みづくりを阻害しないよう店舗及び屋外広告物の色彩や外観、敷地の緑化等に配慮する。

また、良好な景観を形成するため、地区の住民等が主体となって景観協定を締結しようとする場合などには、店舗等の形態意匠（形・色・模様等）や植栽等において街並みとの調和に配慮し、景観形成に向けた取組に積極的に協力する。

【参考】

▶ 福島県景観行政の概要と景観関係法令（福島県自然保護課）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/shizenhogo14.html>

15 教育訓練等への協力

(1) インターンシップの受入れ

地域内での就業者の確保のためにも、地元の高등학교、大学、専門学校等からのインターンシップを受け入れる。

(2) 小・中・高等学校の「職場体験学習」への協力

地域の小・中・高等学校からの申し出に応じて「職場体験学習」の場の提供に協力する。

(3) 特別支援学校の実習・展示即売会等への協力

地域の特別支援学校からの申し出に応じて、「産業現場等における実習」の受入れや「作業製品展示即売会」等の場の提供に協力する。

【参考】

▶ 第6次福島県総合教育計画（福島県教育委員会）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/tyoukeil.html>

16 東日本大震災及び原子力災害からの復興への協力

(1) 県産品のPRによる風評の払拭

県産品の安全性をPRするなど、風評の払拭に努める。

(2) イベントスペース等を利用した風化の防止

店舗内にあるイベントスペース等における、震災関連写真を掲示するパネルの常設、震災関連イベントを開催する際の場所の提供など、震災の風化の防止に努める。

【参考】

- ▶ 福島県風評・風化対策強化戦略について（福島県広報課）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010d/senryaku-sakutei.html>

- ▶ 「がんばろう ふくしま！」応援店（福島県農産物流通課） ※再掲

<http://www.ganbarou-fukushima.jp/>